

議事日程(第7号)

平成25年3月19日 午後1時30分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第5 議案第2号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 由布市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 由布市環境基本条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 由布市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 由布市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 由布市情報公開条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 由布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 由布市障害者自立支援条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改

正について

- 日程第21 議案第18号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について  
日程第22 議案第19号 由布市市営住宅条例の一部改正について  
日程第23 議案第20号 由布市都市公園条例の一部改正について  
日程第24 議案第21号 市道路線（上屋敷城線）の認定について  
日程第25 議案第22号 市道路線（七里山線）の認定について  
日程第26 議案第23号 市道路線（望み台1号線）の認定について  
日程第27 議案第24号 市道路線（下島線）の認定について  
日程第28 議案第25号 由布市と玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議  
について

- 日程第29 議案第32号 平成25年度由布市一般会計予算  
日程第30 議案第33号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計予算  
日程第31 議案第34号 平成25年度由布市介護保険特別会計予算  
日程第32 議案第35号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計予算  
日程第33 議案第36号 平成25年度由布市簡易水道事業特別会計予算  
日程第34 議案第37号 平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計予算  
日程第35 議案第38号 平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計予算  
日程第36 議案第39号 平成25年度由布市水道事業会計予算

追加日程

- 日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書  
日程第2 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について  
日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第4 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
日程第5 議案第2号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、  
設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について  
日程第6 議案第3号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並  
びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について  
日程第7 議案第4号 由布市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

- 日程第8 議案第5号 由布市環境基本条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第7号 由布市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 由布市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 由布市情報公開条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 由布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 由布市障害者自立支援条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第24 議案第21号 市道路線（上屋敷城線）の認定について
- 日程第25 議案第22号 市道路線（七里山線）の認定について
- 日程第26 議案第23号 市道路線（望み台1号線）の認定について
- 日程第27 議案第24号 市道路線（下島線）の認定について
- 日程第28 議案第25号 由布市と玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第29 議案第32号 平成25年度由布市一般会計予算
- 日程第30 議案第33号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第34号 平成25年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第35号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第36号 平成25年度由布市簡易水道事業特別会計予算

日程第34 議案第37号 平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計予算

日程第35 議案第38号 平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計予算

日程第36 議案第39号 平成25年度由布市水道事業会計予算

追加日程

日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書

日程第2 議員派遣の件について

---

出席議員（20名）

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 渕野けさ子君	14番 太田 正美君
15番 佐藤 正君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
20番 工藤 安雄君	21番 生野 征平君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	佐藤 式男君
総務課長 ……………	麻生 正義君	財政課長 ……………	梅尾 英俊君
総合政策課長 ……………	溝口 隆信君	会計管理者 ……………	佐藤 忠由君

産業建設部長 …………… 工藤 敏文君      健康福祉事務所長 …………… 衛藤 義夫君  
環境商工観光部長 …………… 相馬 尊重君      挾間振興局長 …………… 志柿 正蔵君  
庄内振興局長 …………… 工藤 浩二君      湯布院振興局長 …………… 松本 文男君  
教育次長 …………… 森山 泰邦君      消防長 …………… 大久保一彦君  
代表監査委員 …………… 土屋 誠司君

---

午後 1 時 30 分開議

○議長（生野 征平君） 皆さん、こんにちは。

今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は 20 名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長の出席を求めています。監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第 7 号により行います。

---

○議長（生野 征平君） まず、日程第 1、請願・陳情についてを議題とします。

前期定例会にて継続審査となっていました陳情 2 件について、常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） 皆さん、こんにちは。総務常任委員長の太田正美です。これまで継続審査となっております 2 件の陳情審査について報告いたします。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 143 条第 1 項の規定により報告いたします。

審査日時、平成 25 年 3 月 14 日水曜日 1 日限り。場所、庄内庁舎 3 階会議室、出席者は委員 7 人全員であります。

審査結果、受理番号 2、受理年月日、平成 24 年 2 月 20 日、件名、競艇の場外発売場建設反対に関する陳情書。受理番号 4、受理年月日、平成 24 年 6 月 5 日、件名、大村競艇場場外発売場設置に関する陳情。

委員会の意見、これまで継続審査が続いています。初めに、引き続き継続審査とすべきか、また結論を出すべきか協議いたしました。賛成・反対両者の意見調整が整うまで引き続き継続とすべきとの発言もありましたが、新しい判断材料も期待できないことから、本定例会で結論を出す

べきとの意見が多数となりました。

まず、設置反対の意見として提出された多くの反対署名を尊重すべきという意見や、地元の賛成者と反対者の調整を図るべきだという意見、施設設置による自然環境や交通環境の悪化、青少年への悪影響を懸念する意見がありました。また、オーナーに予定されている業者を心配する声も出されています。

一方、設置賛成の意見として、地域の活性化を切望する地元の声に応えるべきだという意見。これまで現地視察を実施した施設において、周囲が心配するような環境への悪影響や交通障害、青少年への悪影響は見受けられなかったという意見が出されました。視察先の事例では、心配とは逆に治安は改善しており、施設周辺の環境整備が図られていることから、地元の発展に大きく寄与していることなどが上げられました。

賛否の統一意見がなされなかったため、挙手採決の結果、賛成多数で場外発売場設置について採択（賛成）すべきと決定しました。

なお、今後、行政のかかわりについて、地元住民の不安を取り除くために、積極的な関与・協力を求めます。また、オーナーの選定に当たって、直営方式や地元業者選定の可能性がないのか、慎重な対応を求める意見が出されています。

審査結果、陳情受理番号2、不採択。陳情受理番号4、採択。

以上であります。

○議長（生野 征平君） 常任委員長報告が終わりました。

これより審議に入りますが、2つの陳情は同一案件についての相反する内容となっておりますので、一括して審議いたします。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

では、陳情受理番号2、競艇の場外発売場建設反対に関する陳情書及び陳情受理番号4、大村競艇場場外発売場設置に関する陳情を議題として、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 11番、溝口です。委員長に2点お伺いいたします。

ギャンブル施設であるこの場外発売場建設でございますけれども、この場所にギャンブルに関係のない、例えば太陽光発電、あるいは風力発電といった再生可能エネルギー開発への方向性について、検討やあるいは議論が行われたのか。また、そういうことを地元の方々に市が打診をしたり、あるいは話し合いの場を持つとかいうことがあったのか、その辺をどういうふうに聞き取りなされたのか、委員会で議論なされたのかを教えてくださいたいと思います。

2点目が、今後の行政のかかわりについて、地元住民の不安を取り除くために積極的な関与・

協力を求めるということでございましたけれども、行政がこういう形で積極的に関与あるいは協力をするという事は、具体的にはどういうことを指しているのかを教えてください。この2点、お願いいたします。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） お答えいたします。

1点目の、今言われているメガソーラー等の検討も視野に入れたのかというような意見でしたが、そのことについては具体的に委員会のほうにそのことが持ち上がったことはありません。ただ、うわさとしてそういうことを耳にしたという程度で、そのことについての詳しい調査・検討はしておりません。

次に、2点目の行政が積極的にこれにかかわるべきだという意見は、現地調査を行いましたときに、みやき町のミニポートピアを見ましたときに、最初のこれを設置するときと、町長そのものが積極的にこれに関与して、設置業者等を新たに町の中から業者をつくって当たさせたというような事例を研修しましたので、そういう意見をここで述べさせていただきました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） そうなると、私自身が感じていたのは、ギャンブル以外の方向性を検討して、地元にも、市にも検討してもらおうような委員会の報告となるのではないかなという予想も立てましたし、2点目になります、具体的には今後、行政が積極的にかかわるというよりも、もう既に取りかかるべき問題であったのにもかかわらず取りかかってないという点に対して委員会が注意あるいは責任を問うというふうな形があってもよかったんじゃないかなと思うんですけども、そこまで深く議論はなさいませんでしたか。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 私たちは、総務常任委員会でありますので、いわゆる産業建設委員会等で議論があればその辺までは議論する必要があるかと思いますが、陳情の中身について私たちは議論したことであって、総体的な、あの土地をどうするかとか、まちづくりについての議論を総務委員会でしょうということではないと思いますので、そこまでは検討しておりません。ですから、そういう広義の意味でのあの地域の発展のためにそういう施設もありじゃないかという御意見と思うんですが、そこまでは総務委員会としては無理なのかな。そこはやはり行政と総合政策等々、やっぱりもう少し広義の意味で検討する必要はあるかもしれませんが、今回の陳情についてはそこまでやっております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 内容についてはわかったんでございますけれども、私、今、委員長御指摘されました産業建設委員会でございます。非常に気になるところが、子どもたちに対する影響とか、あるいはこの事業自体が、これから後のこの地区を、あるいは周辺である挟間地域をどのように変えていくのか、不安な部分と展望を持てる部分とが相克しております。そういう点を鑑みれば、総務にかかわるといふ姿勢のみにかかわっていかうという、非常に自己規制の強い委員会の姿勢、もちろんこれはしっかりした立場で敬意を払うところでございますけれども、もう一步踏み込んだ形のこの地域、このまちが、この市がどうなるかというところにぜひとも今後枠を広げていただいて、このような問題が出てきたときにも、総務としての取りかかりを全域に広げるぐらいの視野をこれからも持ち続けていただきたいという要望を加えて、答弁は要りませんけれども、私の質疑といたします。

○議長（生野 征平君） 6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 総務委員長にお聞きいたします。

まず、総務委員会が今回結論を出してきたことについてなんですが、この陳情は、陳情受理番号2のほうは去年の2月に、そして4のほうが去年の6月に出されました。それから毎定例議会ごとに総務委員会では慎重に審議されていることが御報告されておまして、今回、新しい判断材料も期待できないことから結論を出すというふうに言われていましたけれども、今まで委員長報告の中では、今市のほうでこのボートピア問題については特別に調査検討する検討委員会をつくっていると。その市のほうの調査結果を待ってから判断したいということで今まで継続されていたというふうに説明を受けました。そういう意味では、今回、この結論を出されたということは市のほうの調査委員会、検討委員会の何らかの検討結果が出たのかどうか。出たのであればどういう内容のものが出たのか教えてください。

もう一つ、それから反対、賛成両者の意見調整が整うまで引き続き継続すべきという意見があったり、あるいはもうちょっと反対、賛成の調整を図るべきだという意見があったというふうに報告されています。具体的に、例えば市のほうとかあるいは総務委員会とかが反対、賛成者の意見調整を図るような場をつくろうとしたことがあったのかどうか教えてください。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 1点目の検討委員会の結果については、まだ現在進行中ということで、結果としての報告は上がっておりません。

2点目の、委員長報告にありますような意見は、それぞれの委員の意見としてここに述べさせていただいております。

当然、相反する意見がここに一緒に載っているわけですから、それをこれから先、約1年たつわけです。その中で、まず最初に、この継続審査について引き続き継続審査すべきかどうかと



いうのをまず議論をしていただきました。その中で、もう既にこれ以上継続しても新しい材料がないということで、結果を出すということで、まず先にこの部分について協議しました。

議員が言われますようなことは、現地調査をしたときにそれぞれの設置をするときに反対意見があつて、反対運動もあつたというようなことも聞きましたが、結果的にそういうものをいかに解決してこれをうまく運営するかという、そういう設置協議会をそれぞれのところで立ち上げて、そこにはPTAやら警察やら地区の代表の方等が入ってその問題解決に当たってきた。そのことで問題は起こっていないというふうな事情聴取をした中で結果的にこういう結論を出しました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 1点目で、市のほうの検討委員会がつくられて今検討中で、その結果がまだ報告も上がっていないということであれば、これからその検討結果が上がってくる可能性があると思うんですが、それなのに新しい判断材料も期待できないというふうに言われています。なぜ市の検討結果を待たなかったのか、市の検討結果が出たときに、それを判断材料にするつもりがなぜなかったのかということ。

それからもう一つ、この問題については議会の中でも一般質問で取り上げている議員が何人かいました。その中で、市長は、この問題については、今まだ大村のほうから正式に、この話については正式な話はまだ何も来ていないから、自分としてはまだどちらとも決めていないんだということを答弁されていました。

そういう状況下の中で、例えばじゃ議会としては先にどちらかの答えを出すということは、正式な話が向こうから何かあつたのか。なぜちゃんとした検討結果もなく、市長の態度もまだ決めかねている状況の中で議会だけ先行して、判断材料がないというふうに判断をしたのか、そこら辺が理解できないので、もう一度教えてください。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 市長と向う側大村市とのかかわりについては私たちはよくわかりませんので、最後に、今後、行政のかかわりについて地元住民の不安を取り除くために積極的な関与・協力を求めますという意見を付して、これを終わらせたということでもありますので、これから先は行政側のほうにバトンが行って、そこでしっかりこれまでの経過を踏まえた上で進めていただきたいという意見であります。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 最後だと思います。

では、今後、市のほうの調査結果が出て、あるいは先方から何らかのアクションがあつたとき

に、市長の意向が示されたときにはこの結果も変わり得るというふうな受け取り方でよろしいでしょうか。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 結果的に、市長がやるかやらないかは判断するわけですので、議会はそれに対して反対はしないという態度表明を今回したということでもいいのではないかと思います。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 受理番号2のほうの陳情に対しての賛成、4のほうに対しての反対の立場で討論いたします。

ミニボートピア設置に対して反対の立場であります。もともと賛成の立場と反対の立場で、両方陳情が出ているんですが、これ前にも申し上げましたけど、賛成のほうに陳情を出されている方々の思いも、よくよく考えると、私はこれは、地元の方々は相反した意見だとは思っておりません。ミニボートピアを設置してほしいという陳情の方々の思いというのは、過疎化・高齢化が進む地域を何とか活性化したいと、そういう気持ちで言われているもので、その気持ちを私は否定するつもりではありません。そういう方々だって、何もギャンブル施設が欲しくて、ギャンブルが欲しいから誘致したいということではなく、地元の活性化のために産業と活力が生まれることを期待されていたというふうに思います。であれば、私は何もギャンブル施設を使って活性化する必要はない。

もともと地元の活性化、活性化と言われますけれども、こういうギャンブル施設をつくって稼いだあぶく銭で地域が活性化されるということ自体が間違っていると私は思います。ほんとの地域活性化というのは、地元の特性や特質に合った産業を起こして、地場に足のついた健全で持続可能な安定的な地域内経済を確立させること、それがほんとの地域活性化だと私は思います。

同じ施設を誘致するんでも、例えば今まで由布市ではパプリカの栽培施設とか地元の水資源を使った企業を誘致して、そういうもので地元を活性化してきたことはありました。こういう農産物施設とか水資源を誘致するというで持続可能な活性化を私は大いに図るべきだというふうに思います。でも、これは、今回のこのギャンブル施設は、そういう地元の資源を生かした活性化施設ではないというふうに思います。そして、もはや、これは私は七蔵司や石城川地区だけの問題ではなくて、由布市のまちづくりの資質が問われる問題だというふうに思います。

ギャンブル施設といっても、想像するほど悪いものではないんだとか、意外に治安はいいから

大丈夫だとか、そんなに思ったほど危ない施設ではないというようなことを言われていますけれども、そういう問題ではないと思うんです。安全だからいいとか危険だからだめだとか、そういうレベルの話ではなくて、そもそも全国に質の高いまちづくりで知られ、子育てと福祉に重点を置き、住みよさ日本一のまちを標榜する由布市にとって、こういうボートピアというギャンブル施設を誘致しようということそのものがこの由布市のまちづくり理念に反しているのではないかというふうに思います。

土地の使用料とかギャンブルの売り上げから落ちてくるあぶく銭に飛びついて、こんなギャンブル施設の誘致においそれと乗ろうとするような、そんな浅ましいというか、情けないような、はっきり言えば、私はこういう地域づくりのプライドも誇りも捨ててしまうような、そんな質の悪いまちづくりをするような由布市であってほしくはないと思います。

こういう陳情を認めて、由布市がギャンブル施設を誘致するようなことになったら、私は、一由布市民として恥ずかしいとさえ思います。そんな由布市を誇りには思えません。

そういう意味では、今、先ほど質疑でも出てきましたけれども、市の中では十分な検討委員会を庁内に設置して調査研究をしているという最中だと思います。そういうことを踏まえながら、本当にこういうことが由布市のまちづくりにふさわしいのかどうか、その観点から十分に検討すべきであって、拙速に答えを出すべきではないと思います。

もっと言えば、地元を活性化したいという誘致に動いている人たちのためにも、先ほどほかの、例えば太陽光ですとかほかの産業の誘致ができないかというような道をまだまだ模索する可能性は十分あると思います。そういう意味でも、私は今すぐにこのギャンブル誘致に賛成するというようなことには断じて乗るべきではないと思いますので、受理番号2号についての賛成、4号についての反対意見といたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。4番、長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 4番、長谷川です。私は、受理番号2には反対です。受理番号4には賛成でございます。

まず、今両議員が言われましたけど、最初から偏見の目でギャンブル施設という言葉は何遍も使いましたが、正式には競艇場外発売所ということでございます。私も、賛成地域の方の説明会に参加しました。反対の方の意見も聞きました。その後、3施設3会場視察に行っていました。地域の人からも、早く活性化を望む、そういう声を聞きましたので、私は第1回目のこの議案が出てからそういう意見をまとめてずっと賛成しております。そして、その後、反対意見が出たわけですが、まず、視察に行っても、ほんとに防犯、それから交通渋滞、そういうことは一切ありません。会場もごみ一つない、ほんとにきれいな施設でございます。中には娯楽場がありまして、お年寄りの椅子、それからテーブル、それからマッサージ器等おいておりました。実際、

自分も100円投資してやったんですが、ギャンブルというような、そういう思いはありません。ギャンブルではありません。地域の活性化のために、やっぱり特産物、そういう発売所もできることと思います。それから、あの地区にはごみの不法投棄もありました。自殺箇所としても聞いております。そういうところが地域が明るくなり、由布市にもその収益から何に使ってよい、子どもに使ってもよいしお年寄りに使ってもよい収益金から一部交付というか、そういうお金が返りというか、そういうのもあるそうでございます。

ただ、ギャンブルという言葉、偏見の目を直していただきたいと思います。

以上、私は4番に対して賛成討論の意味で意見を申しました。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 受理番号2に対して賛成、受理番号4に対して反対の立場から討論させていただきます。

そもそも我が国の憲法には、3大義務、納税、勤労、教育というものがございます。そして、こういう場外競艇券発売場ですか——などに通っている方々の特徴というものは、この中の勤労義務を放棄して、そして一獲千金の夢を見ながら、その場に張りついて1日を過ごすというふうな姿が見受けられるわけです。勤労にいそしむ人がもしやろうとすれば、土日に出かけるぐらいです。しかし、土日に限らず券は発売されている。その一獲千金に吸い寄せられるように行く人々の姿を子どもたちがどう見るのか、どう受け取るのかということが極めて気になる立場でございます。

由布市は、住みよさ日本一を目指して、今まちづくりにいそしんでる地域の1つの自治体でございます。こういう自治体で、今申し上げたような一獲千金に興じる人の姿を子どもたちに見せる状況をつくりたくないというのが本心でございます。できるならば、先ほど質疑のほうで申し上げましたように、再生可能エネルギーなどの開発などにその力を回していただきたい。そうすることによって、自然と子どもたちは大人たちが何をやっているのか、背中を見ながら、人間の道と申しますか、生き方というものを実感、会得していくものだと思います。

子どもたちが、住みよさ日本一のこのまちで育つためには、こういう施設は全く必要ない、かように考えて、受理番号2、競艇の場外発売場建設反対に関する陳情を支持するところでございます。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。佐藤友信君。

○議員（10番 佐藤 友信君） 建設に賛成の立場で討論いたします。

このポートピアの建設予定地は、挾間町七蔵司自治区で、別府市との行政境にある山間地であります。所有者は、建設に対して同意をあらわしております。これまで建設に反対する陳情書や

設置推進に関する陳情書が市議会に対して提出されていますが、施設設置におけるメリット・デメリットを考えてみますと、メリットとして、土地の有効利用による地域の活性化、雇用機会の拡充を初め環境整備費による地域の教育や福祉の充実、インフラの整備、生活環境の向上等に活用することができます。また、デメリットとして、交通渋滞、ごみの問題、青少年に与える影響等が挙げられますが、さきの総務委員長報告でもありましたように、ボートピアみやきへの現地視察における近隣中学校長及び自治区長の説明で、PTAからも苦情も特にそんなに問題があるとは感じられない。また、交通渋滞やごみの問題は苦情が出たことがないということでした。また、予定もしてなかった問題が発生する可能性があることから、施行者、施設会社、地元の自治会及び地元自治体等で構成される環境委員会等の組織を設置し、諸問題に対応する計画がされています。

以上のことから総体的に考えたときに、地域発展のため、建設に賛成をいたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） ミニボートピア建設反対の立場で討論に参加いたします。

この委員長報告とただいまの賛成討論の中に、一部間違っている部分があるというふうに思います。ミニボートピアのできる場所は、自治区は中台という自治区です。所有者がいわゆる七蔵司の共有ということで、どんなに円を書いても、一番そばは中台なんで。問題は、中台にしても大きな石城全体の地域にしても、真っ二つに分かれているということです。賛成と反対で。そこが問題だというふうに思うんです。こういう状態のまま、委員会でも継続して相互話し合いをきちっとして、執行部の検討委員会も結論が出たようだから、その報告を聞いて議論しようというふうに冒頭委員会で言ったんですけれども、残念ながらほとんどの人が、もうすぐ結論を出すべきだということで、委員会で押し切ってしまいました。

やっぱり中台自治区で2つ、ひどいときには親と子どもが意見が全く違う、対立しているという部分もあるし、地域全体で言えば、自治区民の石城川地区、幾つも自治区がありますけれども、来鉢も含めた、いわゆる石城小学校区で言えば、もう半数以上の有権者が反対署名しているわけです。そういう中で、推進の側にそれぞれの自治委員が立つというような異常な事態をこれは巻き起こしました。そういうことをきちっと解決するのが議会の委員会で、手を尽くさなければならなかったにもかかわらず、その辺が、双方呼んで、きちっと話をさせるということもできませんでした。

そういう反省も込めて、やはりこれは建設反対を採択し、一時保留にして、きちっと熟するのを待つと。そして、同僚議員が言ったように、ギャンブルでもギャンブルでないという人も中にはいます。しかし、市の健康福祉事務所、あるいは未来館のパフレットを見ますと、ギャンブル依存症の例としてパチンコ、競艇、競輪が出ています。依存症というのがどういふのかよく

わからないまま安易にギャンブルを推奨するようなことをしてはならんというふうに私は思います。

そういう点から、もっとこれは研究が必要だというふうに思いますので、建設は容認すべきではないというふうに思います。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより採決いたしますが、受理番号順に採決を行います。

まず、陳情受理番号2を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。原案について採決します。陳情受理番号2、競艇の場外発売場建設反対に関する陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立6名〕

○議長（生野 征平君） 起立少数です。よって、陳情受理番号2は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号4、大村競艇場外発売場設置に関する陳情を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立13名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、陳情受理番号4については委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（生野 征平君） 次に、日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第36、議案第39号平成25年度由布市水道事業会計までの35件を一括議題とします。

付議しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） 引き続き、総務常任委員会の委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

審査日時、平成25年3月8日、13、14日、15日の4日間であります。場所は庄内庁舎第6会議室、出席者、担当課は表記のとおりであります。

審査結果、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、同じく諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

経過及び理由、諮問2件は、人権擁護委員である篠田安則氏と平野薫則氏の任期が平成25年6月30日に満了することから、新たに後藤悟氏と城内健氏を人権擁護委員に推薦するため、議会の意見を求めるものです。

慎重に審査した結果、全員一致で適任と答申すべきと決定いたしました。

次に、議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。経過及び理由、本案は、由布岳パーキングエリアスマートインター整備計画等に伴う高速側道線の整備を追加するため、塚原辺地の計画を変更する必要性が生じたため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」により、議会の議決を求めるものです。塚原地域の商工振興と地域活性化につながるよう期待します。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第9号由布市選挙公報の発行に関する条例の制定について。経過及び理由、本案は、公職選挙法第172条2の規程により、この秋に予定されている由布市議会議員と由布市長の選挙で、候補者の政見等を掲載する選挙公報を発行するためのものです。委員から、期日前投票者について、事務手続の簡素化を求める要望が出されました。慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第10号由布市情報公開条例の一部改正について。経過及び理由、本案は、特別会計に関する法律の改正により、国有林野事業が国営企業でなくなることにより、条文から「国若しくは」の文言を削除する改正です。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第12号由布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について。経過及び理由、本案は職員の心身の故障による休職期間を2年から3年に延長する改正です。委員から、休職中の給与について質問があり、最初の1年間は8割給付で、2年目以降はゼロになるとの説明がありました。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第13号由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。経過及び理由、本案は、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことによる法律名等の改定です。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第14号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。経過及び理由、本案は、職員の給料の減額と、減額期間を平成25年9月30日まで延長するものです。10月以降

の減額の考え方について質問があり、選挙後の首長の意向によるものであり、現時点では方針を出せないとの回答でした。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第25号由布市と玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について。経過及び理由、本案は、住民票等の交付を市町村間で相互に事務委託する「おおいた広域窓口サービス」を、新たに平成25年8月1日から玖珠町と行うことについて、議会の議決を求めるものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第32号平成25年度由布市一般会計予算。経過及び理由、一般会計は、前年当初に比べて10億2,121万7,000円の増額、率にして6.2%の増です。特別会計、事業会計の会計数は前年どおりです。予算規模が膨らんでいますが、中学校施設整備や消防本部庁舎建設等の公共施設整備の関係から、総務費、消防費、教育費が大きく増額となっています。

委員から、10月には市長選挙を控えていることから、当初予算は骨格予算として、政策的予算は選挙後に計上することは考えなかったのかとの質問があり、執行部からは、年度当初の選挙であれば可能であるが、10月選挙の予算執行となれば年度末まで期間的に短過ぎて、執行が難しくなるとの説明がありました。

歳入では、1款市税1項市民税1目個人税は1,172万6,000円の増額で、年少扶養控除の廃止等による増収を見込んでいます。固定資産税は3,800万円の増額で、新築家屋等の伸びによる増収を見込んでいます。たばこ消費税は3,736万1,000円の増額で、税率の変更による増収見込みです。

地方交付税は7,374万1,000円の減額です。普通交付税の減額要因としている給与費削減の影響額や公債費等の増額要因による額を加減した見込額です。

委員から、地方交付税について、国の予算が確定していない段階で職員の給料減額を折り込んで金額を計上するのはおかしいのではないかととの質問があり、現状では交付税の減額が予想されることから、歳入欠陥を起ささないための計上をしているとの回答でした。

15款国庫支出金総務費国庫補助金は8,610万円増額となっています。本年度、日出生台演習場で米軍訓練が予定されており、特定防衛施設周辺整備事業補助金を4,710万円増額、また、新規で都市再生整備計画事業費補助金3,900万円を計上したためです。

消防費は2億9,190万円の増額、新規の消防庁舎建設事業等によるものです。

歳出で、1款議会費では、議員共済費が掛金率変更により1,160万7,000円の減額です。2款総務費で、文書広報費はOBSラジオに委託して実施していたゆふばんの事業が平成24年度で終了するため、2,210万円の減額です。財産管理費は3,520万2,000円の増額、



庁舎建設事業2,996万円の計上によるものです。設計費と測量調査費等を計上しています。

庁舎建設事業予算について多くの委員から発言がありました。予算計上の時期に対しては、庁舎再編計画の内容をはっきり示してから予算計上すべきであり、時期尚早であるという意見や、市民に説明責任が十分果たされていないという意見、10月の市長選挙で市民の審判を仰ぐべきといったもの、計画に慎重な意見と、8年前に合併した一番の理由は、財政状況や今後の分権社会を考えたとき、行政の効率化が絶対に必要であるとの考えだったはずで、早急に本庁舎方式に移行すべきであるという計画の早期実行を促す意見がありました。そのほかに、合併した以上は本庁舎方式が妥当と考えるが、庁舎建設による費用対効果や建設時期については疑問であるといった、方向性は肯定した上で、内容を疑問視する意見もありました。

また、各振興局の人員体制や施設活用に関して、挾間庁舎や湯布院庁舎の地域振興局は予定されている人員で本当に十分な行政サービスを提供できるか疑問との意見や、庄内庁舎の議場も含め、空きスペースの活用法について決まっておらず、慎重に検討するよう求める意見がありました。

また、本庁舎方針が昨年3月に提示された後1年が経過し、判断を下すタイムリミットではないかとの発言もありました。

次に、地域振興費では1億4,230万4,000円の増額は、湯布院地域づくり推進事業の防衛交付金事業費6,876万3,000円と由布川地域都市再生整備事業9,764万7,000円の計上によるものです。

選挙費には、平成25年度中に予定されている参議院議員選挙、由布市の市長、市議会議員選挙の経費を計上しています。

9款消防費、常備消防費は大きく増額、消防庁舎建設事業を3億1,085万1,000円計上しています。内容は、用地費、用地造成工事費、設計費等です。

委員から、消防庁舎建設予定地について、由布市全域への出動を考慮した場合や、大分市消防局との連携を考えたときには、市の中心部に近い場所が望ましいのではないかとの意見がありました。また、建設予定地から出動する際に、直前の道路幅員が狭いことから渋滞を心配する声もありましたが、サイレンと赤色灯点灯によって運転者の協力をいただき対応できるとの見解でした。予算執行を一時凍結して、再度検討してはどうかとの発言もありました。

非常備消防費で、湯布院方面隊2分団第1部の消防ポンプ車購入を計上しています。災害対策費は4,718万3,000円の増額、ラジオでの災害情報を伝達するため、中継局設置工事費を計上しているためです。

14款予備費では、昨年の災害対策の経験を踏まえて1,500万円を増額し3,000万円としています。その他、顧問弁護士費用の削減や国保会計への繰出金の増額、人権同和対策課の廃

止を求める発言等がありました。

慎重審査の結果、挙手による採決を行い、賛成多数で原案可決すべきと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（生野 征平君） ここで、暫時休憩します。再開は14時35分とします。

午後2時21分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、教育民生常任委員長、小林華弥子さん。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 教育民生常任委員長です。委員会の審査報告をいたします。

委員会審査報告書、本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

審査日時と場所は、手元に書いてあるとおりです。出席者、小林華弥子、二ノ宮健治、鷺野弘一、高橋義孝、新井一徳、田中真理子、工藤安雄、議員全員7名です。担当課及び書記はお手元に記載のとおりです。

議案第2号由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について及び議案第3号由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

経過及び理由、本条例の制定は、国が法令で一律に事務の実施やその方法を定めている「義務付け・枠付け」が見直され、これまで国の省令で定められていた指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る基準について、市町村がみずからの判断と責任により条例で定めることとされたものです。

主な内容としては、国の省令基準には明記されていませんが、介護従事者が受けるべき研修内容に「虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修」を明記、運営規定には、利用者の処遇に関する項目として「苦情処理に関する事項」や、「虐待防止に関する事項」を追加、さらに、記録の整備については、国の省令基準では2年間の保存となっているものを、当条例案では5年間の保存を義務づけています。

また、居室定員については、施設及び利用者の要望などを踏まえて、4名以下と基準を定めるものなどです。

なお、由布市内には現在、第2号の条例適用対象事業所は18事業所、うち議案3号の条例適

用対象事業所は14事業所あり、これらの事業所に対しては、今月末に条例制定及び法令の改正等についての説明会をするとの説明でした。

慎重審査の結果、全員一致で、両議案とも原案を可決すべきと決定しました。

議案第4号由布市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。経過及び理由、本条例の制定は、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、市対策本部の設置に関し必要な事項を定めるものです。

本条例は、法令に基づいた対策本部の設置事項を規定するものですが、実際に当本部が設置されるような事態になった場合には、由布市として総合的な危機管理体制の中で実働性・実効性の高い対策が講じられる組織体制づくりをするように求めます。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第11号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について。

経過及び理由、本条例改正は、市内の社会福祉法人の所轄庁が市へ権限移譲されることから、新たに証明事務が発生することになるため、証明手数料に社会福祉法人関係事務証明1件300円を加えるものです。

慎重審査の結果、全員一致で、原案を可決すべきと決定しました。

議案第15号由布市障害者自立支援条例の一部改正について。

本条例改正は、平成24年法律第51号による障害者自立支援法の改正等に伴い条例の改正を行うものです。題名を規定内容に沿ったものに改め、内容整理のため条項を削除・繰り上げ、用語の整理などを行うものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第16号由布市小松寮の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本条例改正は、平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことにより、文言の一部改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第32号平成25年度由布市一般会計予算。

本予算のうち当委員会にかかわるものについては、額については記載のとおりです。主に、委員会で出された意見についてここでは報告をいたします。

当委員会の審査を通じて、次のような意見及び指摘事項が出されました。

平成25年度の当初予算編成においては、当委員会に関係するものとして、継続重点枠に「教育資質の向上対策」「子育て支援対策」が、特別重点枠に「健康立市推進」の事業が挙げられています。いずれも由布市にとって重要な事業ばかりであり、特に「健康立市推進事業」については、かねてから指摘されているように、健康福祉部門だけの取り組みにせず、全市体制の取り

組みとして進めるよう、市を挙げた総合的な推進体制の構築に取り組むこと。また、取り組み内容としては、新規の事業を打ち出すだけでなく、これまで継続的に各課で取り組んできた事業を「健康立市推進事業」の名のもとで横断的に連携させ充実させていくように工夫すること。

2点目、高齢者福祉費の長寿祝品支給事業については、これまでは喜寿（77歳）と米寿（88歳）、それから100歳の方に商品券を贈呈していたものを、平均寿命などが上がったことを理由として、贈呈対象者を、77歳を傘寿（80歳）に、米寿（88歳）を卒寿（90歳）に変更しようというのですが、これまで古くから慣習として根づいている喜寿、米寿の祝い事を大切にし、また、平均寿命が上がったというだけでいきなり変更するのは市民の理解も得にくくなじみにくいことから、対象者年齢は変更せずに、これまでどおりの方法で実施すべきである。

3点目、障がい者福祉券の支給については、障害者手帳を持つ方2,723人全員に一律5,000円の商品券を支給するものですが、全員に一律に配付するよりも、障がいの程度や実態に応じて、地域生活の中で本当に困難を伴っている方に重点的に手厚く支援できるような予算の使い方を検討すべきである。

次に、給食センターの運営については、高騰する電気代を抑制するために、契約基本料を維持すべく涙ぐましい努力をしていることがうかがえます。子どもたちに安全で安心な給食を提供するためにも、給食センターの安定的で安全な環境保持は重要です。電気代抑制のため太陽光の自家発電装置の整備など、長期的な視野に立った対策を検討すべきである。

病児病後児保育事業の開始については、当面は西の台医院及び大分こども病院で実施してみるということですが、将来的には由布市内で当事業が実施できるよう、前向きに推進されることを求めたい。

なお、連携型中高一貫教育推進事業で、由布高校スクールバスの湯布院コースの廃止については、委員より指摘された事項などを十分に加味した上での廃止決定とは思えないため、再々検討を望む声が一部ありました。

以上、本予算のうち当委員会に係るものについては、慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続いて、議案第33号平成25年度由布市国民健康保険特別会計予算。

本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ41億7,389万1,000円と定めるもの。対前年度当初予算比で2.3%の減額予算です。歳入の主なものとしては国民健康保険税6億6,273万円、国庫支出金9億7,711万7,000円、前期高齢者交付金12億円など、歳出の主なものでは、2款保険給付費は1人当たり医療費について、対前年度実績5%増を見込み、一般被保険者分は37万8,330円、退職被保険者分は45万2,723円を基本として算出したものですが、一般被保険者数の減少などから、対前年度比で約3.6%減の28億9,414万4,000円

の予算計上を行ったとの説明でした。

8 款保健事業費では、1 項 1 目特定健康診査等事業費に 5,197 万 9,000 円、2 項 1 目保健衛生普及費の医療費増加抑制事業費で 910 万 3,000 円などです。平成 25 年度から特定健診等第 2 期実施計画に基づく健康診断の受診促進に努めており、平成 25 年度は特定健診の受診率 65%、指導率 45% を目標に、各事業を実施するとのことでした。

また、新規事業として、健康の「見える化」として事業を開催。国保被保険者の医療費などの詳細なデータ分析を行い、地区ごとに疾病傾向の特徴をつかむなどして、健康管理に対する注意と喚起を図る出前の健康教室を開催するとのことでした。

平成 24 年度は、1 人当たりの医療費の伸び率は鈍化したものの、一般被保険者数は減少、退職被保険者数は増加傾向にあります。平成 24 年度は収納率向上などの努力が評価され、県調整交付金の経営姿勢良好分が加算され、基金積立金を行いました。この基金をもとに、医療費増加抑制事業や、さらなる収納率の向上に努められたい。特に、「見える化」事業などで医療費についての情報周知と市民の意識啓発を図り、疾病対処から医療予防への取り組みを進め、医療費の抑制につながっていくよう、「健康立市推進」の取り組みを期待します。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第 34 号平成 25 年度由布市介護保険特別会計予算。

本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ 38 億 3,741 万 5,000 円と定めるもの。歳入については、保険給付費が対前年度比で 3.6% 伸びており、それに伴い、国県支出金及び支払基金交付金が増額となっています。

歳出については、第 5 期介護保険事業計画に基づいた計画値で、1 款総務費 4,982 万 6,000 円、2 款保険給付費 36 億 8,430 万 5,000 円、要支援・要介護状態になることを予防するための 5 款地域支援事業費 8,509 万 2,000 円が主なものです。

由布市の介護保険の現状として特徴的なのは、要介護等認定率が県下 3 番目に多いこと。また介護保険事業所の数も多いことから、要介護など認定者の介護サービス利用率が一昨年時点でも 92.6% と、県下で最も高いことが挙げられます。身近に多くある事業所でサービスが手軽に受けられるメリットもありますが、一方で、要介護状態が軽い要支援者への過剰なサービス提供や、まだ支援が不要であるにもかかわらずデイサービスなどを気軽に利用してしまうことが介護保険料や保険給付費の増加につながる傾向があります。本当に介護サービスを必要とされている方々への適切で十分なサービス提供の充実はもちろんですが、同時に、要支援・要介護にならないための介護予防事業に特に力を入れる必要があります。

介護サービスの利用者や利用予備軍となる方々への意識啓発に努め、地域の公民館などでの講座事業や地域サロン、ふれあいいきいきサロンの充実などにより、高齢者の生きがいつくりや健

康づくりの機会を提供し、介護サービスのお世話にならない人をふやす取り組みに期待します。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第35号平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計予算。

本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ4億840万9,000円と定めるもの。

歳入では、1款の後期高齢者医療保険料2億8,148万1,000円は、被保険者の見込み数5,953人の保険料総額から保険料軽減額を除いた金額を特別徴収分と普通徴収分に分けて計上したものの。特別徴収保険料に保険料総額の8割、普通徴収保険料に2割を計上したのですが、平成24年度の第2号補正でも指摘したように、由布市では普通徴収者の割合が多い実態が見込まれていないものです。平成25年度分については、9月補正時に補正する予定とのことでしたが、次年度からは当初予算の段階から実績に合わせた予算組みをするように指摘をしました。

歳出については、2款大分県後期高齢者医療広域連合への納付金4億497万2,000円などが主なものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

最後に、議案第38号平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計予算。

本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ1億2,895万4,000円と定めるもの。

歳入の主なものは、1款使用料で、入浴料と施設の使用料など1,749万5,000円、2款一般会計からの繰入金1億984万6,000円など。歳出では、一般管理費2,822万2,000円、施設管理費3,727万6,000円は、臨時・嘱託職員11名分の人件費や施設管理・運営に伴うランニングコストを計上するものです。そのうち工事請負費430万5,000円は、老朽化に伴う空調機の更新に係る費用です。

2款の公債費は、1項1目元金6,000万円と2目利子345万6,000円は、起債に対する償還金と利子を計上するもの。起債の償還は平成27年度までの予定です。

なお、湯布院健康温泉館については、先日開催された第14回健康温泉館サミットにおいても、利用者からは施設の公営存続を強く望む声が多く上がっていました。水中運動を初め温泉館利用者にとっての事業効果ははかり知れないものがありますが、市民の健康増進施設としての本来の設置目的や建設当初のクアオルト構想の中での施設の位置づけ、さらに今後は由布市の健康立市としての施設の位置づけ及び活用方法を十分に考慮していく必要があります。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、産業建設常任委員長、佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 産業建設常任委員長の佐藤友信です。委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、平成25年3月13日、14日、15日3日間です。場所、挾間庁舎3階第2会議室、出席者、委員全員です。担当課は記載のとおりです。

議案第5号由布市環境基本条例の制定について。

本議案は、近年の環境問題に鑑み、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念及び施策の基本となる事項を定める等の必要があるため、条例の制定をするもの。条例の特徴的なものとして、地域の特性を考慮する必要があることから「風土」を尊重し、損なわないよう努めること。また、立地環境に適した樹種を選定するよう努めることを「適地適木」という言葉で表現している。

環境基本計画については、25年度から2カ年で策定するとの説明を受けた。

委員会の意見として、他の条例との整合性を図るため、内部での合議を密にとること。また、今後、具体的な計画を立て、規則に漏れがないよう努めるべきなどの意見があった。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第6号由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法改正に伴い、条例の整備を行うもの。一部基準に追加した事項として、歩行者、自転車の安全通行を確保する必要がある場合は路肩を広くすることができること等が独自基準として定められている。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第7号由布市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による河川法改正に伴い、条例の整備を行うもの。内容は、河川管理施設等構造令と同様で、由布市で適用される準用河川は、挾間町で3河川、湯布院町で2河川の合計5河川の指定がある。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第8号由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法改正に伴い、条例の整備を行うもの。主な内容として、水道事業における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を条例に定めるものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第17号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について。

本議案は、国の農業農村整備事業の改廃等に伴い、由布市営土地改良事業の対象となる事業及び賦課徴収の改正を行うもの。25年度より新たに由布市営事業と追加される事業は、地域農業水利施設ストックマネジメント事業と農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の2事業。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第18号由布市道路占用料徴収条例の一部改正について。

本議案は、道路法施行令の改正に伴い条例の改正を行うもの。道路法施行令の改正内容は、道路占用許可に係る工作物等に太陽光発電設備、風力発電設備、津波からの一時的避難場所を有する施設が加えられたこと。条例では、その分の号数が繰り下がり、内容の変更は行っていない。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第19号由布市市営住宅条例の一部改正について。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法改正に伴い、条例の整備を行うもの。一部整備基準に追加した事項として住宅建設に当たっては、高齢者、障害者等に配慮することや、県産材を活用すること。また、街並みやまちづくりに配慮した住宅の整備をすること等が独自基準として定められている。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第20号由布市都市公園条例の一部改正について。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、条例の改正を行うもの。独自基準として、住民1人当たりの敷地面積の標準を3平方メートル以上とし、街区公園を設置する場合の設置面積の標準を0.1ヘクタールとしている。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第21号市道路線（上屋敷城線）の認定について、議案第22号市道路線（七里山線）の認定について。

本議案は、地元より請願のあった案件であり、平成24年第3回定例会において採択され、市道として認定を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第23号市道路線（望み台1号線）の認定について、議案第24号市道路線（下島線）の認定について。

本議案は、寄附の申し出があった公衆用道路を市道として管理するため、新規に路線認定を行うもの。開発された物件で7割以上の入居が確認されたため、市で管理するもの。



慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第32号平成25年度一般会計予算について。

本予算のうち、当委員会に係る主な歳出は、記載のとおりです。

6ページの中ほどからお願いします。

各部署からは、事業の概要や事業の取り組み状況等の報告を受けた。委員からはさまざまな質疑や意見が出された。その主な意見は次のとおりである。

湯布院駅舎改修工事については、現地調査を行った結果、特に柱の下部の腐食が目立っていたため、予防対策として腐食防止措置を講ずること。また、定期（3年から5年ごと）での工事について、JRと当時の設計事務所主導ではなく、市の意見を大にすべきである。

新規就農者支援事業補助金について、農業後継者との線引きがあいまいなので、明確に規定し、後継者支援も積極的に取り組むこと。

鳥獣被害防止対策事業について、イノシシによる水稻被害は、田植後も多く見られるため、早期の事業実施を求める。

由布川溪谷または由布川峡谷については、名称の統一。また来場者は年間約40万人にも上り、関東方面からのバスツアーなど多くのバス利用者が訪れるが、峡谷に通ずる市道はバスの運行に危険な箇所が多く見受けられるため、一部市道の早期改修が必要である。

住宅使用料の徴収については、職員の努力は認めるが、各課で単独に取り組むのではなく、徴収業務を行う担当課との連携を図り、収納体制を強化すること。

道路改修工事について、要望箇所が多いため、地域に適した工法による低コストでの工夫を求める。

慎重審査の結果、当委員会に係る予算については全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第36号平成25年度由布市簡易水道事業特別会計予算。

歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,190万8,000円と定めるもの。歳入は、2款水道使用料の1億3,118万4,000円、5款一般会計繰入金で6,784万8,000円が主なもの。8款市債の簡易水道建設債3,660万円は、水道統合事業に伴う実施設計委託料等。歳出は、1款水道費の総務管理費で、庄内2,500戸、湯布院440戸の検針委託料等施設維持管理事業で、清掃業務も含んだ砂上げ業務や水質検査等の委託料と施設整備促進事業では、直野内山簡水濁度計設置工事等に係る工事請負費等。水道統合事業では、庄内簡水導水管布設替え工事に伴う実施設計委託料、また耐塩素性病原生物対策として紫外線処理設備を塚原と若杉簡水へ導入する際の実実施設計業務委託料が主なもの。今後は、水道事業基本計画により、順次各簡易水道事業の統合を行い、平成29年度には由布市水道事業一本化を図るとの説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第37号平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計予算。

歳入歳出の総額をそれぞれ9,141万円と定めるもの。歳入は、2款農業集落排水施設使用料の現年分469戸で1,947万7,000円、滞納繰越分22万6,000円、4款一般会計繰入金7,158万円が主なもの。歳出は、1款農業集落排水事業費の施設維持管理事業で、流末処理場ほかに係る光熱水費、また施設管理業務及び汚泥処分に係る委託料が主なもの。2款公債費は、元金償還金4,327万9,000円が主なもの。使用料の滞納繰越分は、一部地域での割合が大きく占めており、5年で不納欠損となることから、何らかの措置を講ずるべきとの意見があった。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第39号平成25年度由布市水道事業会計予算。

収益的収入の額を4億8,751万1,000円、収益的支出の額を5億1,943万9,000円と、資本的収入の額を4億5,854万9,000円、資本的支出の額を7億754万2,000円と定めるもの。

収益的収入では、給水収益4億4,106万円、一般加入負担金2,051万6,000円、一般会計補助金1,231万6,000円が主なもの。収益的支出の営業費用については、委託料で挾間浄水場汚泥処理2,768万2,000円は、汚泥量が増加していたため昨年度より増。活性炭入替2,283万5,000円は、活性炭の需要が東北で上昇したことに伴い、国内全体で不足しているため増となっている。また、新規事業として、湯布院町乙丸の配水池内ロボット清掃委託料がある。営業外費用については、企業債利息として6,889万7,000円が主なもの。収益的収入額が収益的支出額に対して不足する3,192万8,000円は、利益剰余金で補填。資本的収入は、市道下市見取線、県道龍原挾間線水道管移設工事補償としての工事負担金1,600万円、簡易水道事業及び上水道事業に係る一般会計補助金2,204万8,000円が主なもの。資本的支出では、請負工事費の挾間浄水場中央監視制御設備更新工事費4億2,000万円、川北導水管改良工事3,600万円が主なもの。資本的収入が資本的支出額に対して不足する2億4,899万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億4,899万3,000円で補填。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

どうぞ、御賛同よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

次に、議案第32号については、小林華弥子議員外5名から修正案が提出されておりますので、原案とあわせて議題とすることとし、ここで提出者に説明を求めます。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 6番、小林華弥子です。議案第32号平成25年度由布市一般会計予算に対する修正動議。上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定

により、別紙の修正案を添えて提出します。

発議者、由布市議会議員、小林華弥子、由布市議会議員、高橋義孝、由布市議会議員、溝口泰章、由布市議会議員、太田正美、由布市議会議員、佐藤正、由布市議会議員、廣末英徳。

提出理由、庁舎関連予算を当初予算に計上するのは時期尚早であるため。

次ページ以降の予算の修正内容については、歳出のほうの2款総務費1項総務管理費5目財産管理費のうち、庁舎建設事業に係る設計測量調査、不動産鑑定料などの庁舎建設関連経費2,996万円を当初予算からは減額するものです。また、これに伴って計上されている歳入でも、財源としている地方債の市債と財政調整基金繰入金をそれぞれ減額します。

この予算修正案の提出理由については、当初予算案に計上するのは時期尚早だからというふうに申し上げました。この提出理由について、少しお時間をいただいて説明させていただきたいと思います。

時期尚早であるという理由は3つあります。

まず1点目は、今回の庁舎建設等組織再編計画案については、市民や議会に十分な説明もなく、議論の余地も与えずに、いきなり予算化するのは余りに乱暴であるということです。市長は、市民や議会、そして地域審議会などにこの庁舎建設計画内容や組織再編計画の中身についてまだ十分な説明を全くしていません。先日の一般質問の答弁では、市長は住民への説明会はこの予算案を通してから、これから開く予定だというふうに言われました。しかし、事前に具体的にどんなものをつくろうとしているのか説明もしないで、いきなり先に予算を出してくるのは余りに乱暴です。

合併以来、一番の懸案事項になっている、また市民の皆さんの関心も高いこれだけ大きな問題について、ちゃんと市民に説明をし、意見を聞き、十分な納得と理解を得る努力もしないで、先に建設予算だけ計上してくるのは順番が違います。このままでは、市民には情報も出さず、説明もせず、意見も聞こうともせず、市民抜きでどんどん進められ、知らないうちに勝手にいろんなことが決まっていってしまう、そういう声も聞かれます。

そして、全て決まってしまってから、予算も全部議会を通してしまってから、最後に市民説明会という形だけの会を開いて、後から報告をしましたというやり方は、これは間違っています。余りに市民をばかにした話ですし、こういうやり方をすれば、かえって市民の皆さんから納得や理解は得られないと思うのです。だから、ですからここは一旦当初予算からは予算計上を控えて、まず先に市民への説明会、そして地域審議会や議会への丁寧な説明と、意見を聞き議論をする場をつくるのが先です。そのためにも、今はこの予算案から庁舎建設費用を一度落としておくべきだというのが1つ目の理由です。

2点目の時期尚早の理由は、議会としてこの問題について賛成・反対を含めて、議員全員でし

っかり議論する必要があります。わかっていたきたいのは、この修正動議を出したのは、庁舎建設に反対か賛成かを問おうというものでは決してありません。今ここにいる由布市議会の議員20名の中には、庁舎問題についてはそれぞれの考えがあって、もちろん庁舎建設に賛成だという議員も、あるいは反対だという議員、あるいは条件や組織の中身によっては賛成というような議員、あるいはもっといろんな話を具体的に検討して、詳細に煮詰めてからでないで反対も賛成も決められないという議員もいろいろいるわけです。しかし、由布市議会としては、これまで1度も議員全員でこの庁舎問題について正式に話し合ったり議論したことはありませんでした。

これまでは議論のたたき台となる市長案が示されていなかったために、議会として議論する場を設けてきませんでした。しかし、ここに来て、ようやく市長から素案が示されたんですから、いよいよ議会は議員全員でこの問題についてしっかりと議論する必要があります。議会は議論の府です。もちろん20名の議員が全員がみんな同じ結論に納得するというふうには話はまとまらないかもしれません。それでも、少なくともそれぞれの議員がどう考えているのか、意見を述べ合ったり、あるいはお互いの考え方を交換し合ったり、あるいはもう少しよりよい案に修正できないのかといったことを議論し合うことが必要です。そして、その議論している姿を、議論している中身を市民の皆さんの前で示して、議会としてはこの問題についてこれだけ議論したんだ、これこれこういうふうにならざるにそれぞれの議員は考え方を示したんだ。そして意見を出し合ってきたんだ。そういうことをしっかりと市民の皆さんに見ていただく。その上で最終的に、議会としてはこういう結論を出したんだと、そういうことをする時間が必要だと思うんです。

本来でしたら、これだけ大きな問題ですから、由布市議会としてはこの庁舎問題については議員全員による特別委員会でもつくって、集中的に議論したり審議する場が必要です。また、議会として市民の皆さんがどういうふうを考えているのか、市民の皆さんの意見を議会として把握する場をつくる必要もありますし、そのようなことをしながら、議会として最終的にどう判断するのか結論を出していく。そのプロセスが今は必要だと思うんです。

しかし、今回、市長は、この庁舎建設や組織再編計画を出すと同時に、いきなり建設関連予算を当初予算に計上してきてしまいました。そのために、議会はまだ全然議論ができていないんです。まだ全然議論もしてないうちに、先に庁舎建設に賛成か反対か示せということになってしまっているんです。これでは、議論の府である議会の役目が果たせないと思います。このまま議会として議論を全くせずに、議員がそれぞれでこの予算案について賛成・反対だけを示してしまっただけで結論を出してしまうようなことをしては、市民の皆さんからは、議会は何をやっているんだと、議員は何を考えているんだと、何の話し合いもせずに、ただただ市長室に賛成した議員と反対した議員がいるだけじゃないか、そういうふうな姿を残してしまうだけになると思うんです。

今、由布市議会では、議会活性化調査特別委員会をつくって議会改革に取り組んでいます。議

員同士が自由に討議する場をつくろうとか、議員がしっかりと話し合っ、お互いに考え方を述べ合った上で結論を出していくプロセスをつくろう、そういう議論ができる議会にしようとしています。だからこそ、これだけの大きな問題については、まず議員みんなで、全員で議論して話し合ひましょう。そのためにも、ここは一度この建設関連予算を当初予算から落としておいて、まずは議会として市長が示してきた建設計画について十分に説明を受けて、丁寧に検討して、みんなで議員が議論する場をつくるためにも減額修正しようというものです。

改めて申し上げますけれども、この修正予算案は、庁舎を建設しろとかするとか、そういうことについて賛否を問おうとしているものではないんです。この修正案に賛成したから庁舎建設反対だとか、修正案に反対したから庁舎建設賛成だとかそういうことではないんです。ましてや、湯布院だからとか、庄内だからとか、挾間だからとか、そういう理由でこの修正案に賛成とか反対を問うものでは決してありません。議員の皆さんも、それから市民の皆さんもこのことはぜひわかっていたいただきたいというふうに思います。

この修正案は、とにかくまず庁舎問題については議員みんなで、もう一度ちゃんと全員で議論しよう。その時間を少しいただきたいということなんです。

本来は、こういう修正案は議員全員で、議会全員で出すべきものかもしれません。そういう意味では、今回は時間がなくて、たまたま議員の6名で提出してしまったかもしれません。そのことについては提出者としては少し反省をすることがあります。本来は議員全員で出せるのが一番望ましかったのではないかなというふうに思っています。でも、ほんとの趣旨は議員みんなでちゃんと議論しましょうということなので、この修正案については、庁舎建設に賛成の議員も反対の議員も、みんなでこの修正案に乗っていただいて、まずは一度議論の時間をつくりたいということが提出理由の2つ目です。

そして、最後の3点目の時期尚早だという理由ですけれども、皆さん御存じのとおり、ことしは選挙の年です。10月末には市長選と市議会議員選挙を迎えます。首藤市長は、昨日の一般質問の中で3期目の出馬を表明されました。本来、選挙がある年の当初予算というのは骨格予算組みにしておくべきものだと思います。選挙で審判を仰いで、再選されて、市民の負託を受け直してから改めてその後4年間の市政執行の責任を持った立場で庁舎建設費用を提案してくるんであればまだしも、今は、半年後に自分が再選されるという確実な保証はないのですから、市長は10月までの半年までの執行責任しか持てない以上、当初予算案にこういう年度を超えた大型建設事業の予算を組むべきではありません。

そして、それと同じく、私たち市議会議員も、秋には任期満了を迎えます。つまり、今、この予算を審議するこの私たちも、半年後には新しい顔ぶれに変わっている可能性があるわけです。

こういう状況下でこういう大型関連事業の予算を当初予算に上げて、選挙前の今の議員に認め

させようというのは、選挙前の駆け込みで無責任な議決をさせようということにもつながりかねないと思うんです。私たち議員もあと半年しか責任が持てない立場にいる以上、由布市の将来にかかわるこれだけ大きな事業予算については、今は議決するのは控えるべきだというふうに思います。

ですから、ここは一度当初予算には乗せずに落としておいて、市長も議員も選挙を通じてしっかりと市民の負託を受け直して、お互いに今後4年間の責任を持つ立場になってから改めて庁舎建設を問うべきだというふうに思います。

以上、3つの理由から、今この時期に当初予算に庁舎建設関連費用を計上するのは時期尚早である。そのために、この部分だけは減額修正するという修正予算案を提出しました。ぜひ議員全員でもう一度議論する時間をつくるためにも、皆さんで御賛同いただきたいと、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上です。（拍手）

○議長（生野 征平君） これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いをいたします。

まず、日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。本案に対する委員長報告は適任と答申です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決します。本案に対する委員長報告は適任と答申です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号由布市指定地域密着型サービス事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号由布市指定地域密着型介護予防サービス事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号由布市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号由布市環境基本条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号由布市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第8号由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第9号由布市選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とし

て、質疑を行います。質疑はありませんか。二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 総務委員長にお聞きをいたします。

経過の中で、委員から期日前投票者について、事務手続の簡素化を求める要望が出されたとありますが、これは今回の条例制定の中と関係があるのかないのか、もしないようであれば、どういう意向かということをお聞きいたします。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） お答えいたします。

今、期日前投票が、行かれるとわかると思いますが、投票用紙ではなく、当日理由を書くというような手続になっておりますが、大分市等は、既にもう投票用紙の中に、その裏に期日前投票の理由を選ぶ項目がありまして、事前に自宅からでもその理由を書いて投票所に持っていけば、スムーズに期日前投票ができるというような事例を委員の中から事例が説明されましたので、そういうことをぜひ検討してみてもどうかというような意見が出されました。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。ほかに。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） この条例が今回制定されたら、早速今度の秋の市長選、市議選から適用されることになるというふうに思うんですが、具体的にこの公報の発行とか配布をどのようにするか、自治分配なのか新聞折り込みなのか、どういう形で有権者の方々にお届けするのかというようなことはどういうふうに説明されたでしょうか。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） これは委託をして、印刷から切手張りから全部、それを一連の仕事として委託をして、個人に、自治分配ではなくて、個人に届くように送るという説明であります。郵送であります。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時45分とします。

午後3時34分休憩

午後3時45分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） 先ほどの質疑について、委員長報告に、投票用紙と私答えたようですが、入場整理券の間違いでありますので、訂正をお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、日程第13、議案第10号由布市情報公開条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第11号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第12号由布市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第13号由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第14号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 総務委員長にお伺いいたします。

委員長報告では、この案は職員の給料の減額をことしの9月30日まで延長するものと。10月以降の減額の考え方について質問があり、選挙後の市長の意向によるものであり、現時点では方針を出せないという回答だというふうにありました。市長は、10月までの、選挙前までの予算措置だけに責任を持って、選挙後については改めて再選してから考えようというふうな考えで言われたというふうな受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 当然、当初予算ですので1年間分というような意味合いからこういう質疑が委員より出まして、こういう回答を得たので、9月30日までという理解をしております。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） ただいまの委員長の御回答になりますと、市長の方針が選挙後にかかっている、まさに。これが後ほどまた問題にもなろうかと思えます。32号におきましても同じような姿勢が見えるのではないかという予想をしていたんですけども、そういう関連で、14号と32号とが結びつくような解釈を委員会の中ではなさいましたでしょうか。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 32号の委員長報告にも載せておりますが、選挙後にこの32号の予算についても、選挙後で計上すべきではないかという意見もありましたけれども、この議案14号については、そこまでの、この時点での検討は、連動しては委員会の中では審議しておりません。

ただ、考え方として新市長が次のことについては結論を出すというような意味合いに委員会としては受け取りました。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第15号由布市障害者自立支援条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第16号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第17号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第18号由布市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第19号由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第20号由布市都市公園条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第21号市道路線（上屋敷城線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第22号市道路線（七里山線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第23号市道路線（望み台1号線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第24号市道路線（下島線）の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第25号由布市と玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第32号平成25年度由布市一般会計予算を議題として、質疑を行います。

修正案がありますので、最初に、委員長報告について質疑を行い、次に、修正案について質疑を行います。

まず、委員長報告について質疑はありませんか。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 溝口です。2点、総務委員長にお伺いいたします。

1点目は、本庁舎方針が昨年3月に提示された後、1年が経過して、今や判断を下すタイムリミットではないかという発言があったというところがございますけれども、その際、判断を下す条件となる市民への説明とか理解を得るために、具体的に何を行ったのか、その確認作業について。

それともう一点は、委員から消防庁舎の建設予定地について、全域に出動する場合を考えた場合ということでございますが、市の中心部に近い場所が望ましいのではないかという意見があったということでございますけれども、実は私、きのう、救急車を呼ぶような事態になりまして、電話をかけました。そうしたところ、湯布院の消防署では、「申しわけない、今救急車出ています」。「いや、うち倒れているんだけど」。そして、やりとりしているときに、「申しわけない

けども、我が家はおたくの消防署と近いから、少しでも処置ができる人がいないか、来てくれな  
いか」と言ったら、軽四でやっと駆けつけてくださいました。ほんとにありがたいことござい  
ます。5分もかかりませんでした。

もしこれが、かぶっていましたので、早急に庄内の消防署から呼んでくれておりましたけれど  
も、到着する前に別件のほうが病院に搬送して、またこっちに回ってきてもゆとりがあったとい  
うことで、二、三十分はかかったんですけれども、やっと連れていくことができたというふうな  
状況だったんです。

このようなことが由布市湯布院町の場合には十分に起こり得る確率がありますので、ああそう  
だなと、きのう思ったわけでございます。まさに、死と生きる、死活問題をその際に十分に私、  
具体的に体験しました。そういうことから、この消防庁舎を建設する際に、各町の消防署間で  
の移動と助け合いというんですか、そういうふうにかぶった場合にどういうふう処置するの  
とか、いうふうな具体的な今後の庁舎建設後の話などはどのように処理すべきだという内容でお  
話されたのか、そのところをお聞かせください。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 1点目の本庁舎方式が昨年3月に提示され、判断のタイム  
リミットの意見があったということの質問ですが、本庁舎方式が3月にというのは市長が表明を  
したということでありまして、この委員長報告に書いているこの意見は、委員からの意見であり  
まして、執行部からの意見ではありませんので、そういう確認はしておりません。

次に、消防庁舎建設については、由布市全体を見渡したときの出動体制については、やはり中  
央が望ましいのではないかというような意見も委員の中からありました。また、私が聞く市民か  
らもやはり、何で大分市寄りの近いところに消防庁舎を置くのかというような意見もありました。

また、きょうの新聞でもありますように、南海トラフ地震等、津波があったときの大災害のと  
きのインフラ等、特にインフラというのは電気と水道です――が長期間にわたって使えなくなっ  
たときに、果たしてそういう災害対策としての機能があの場所で発揮できるのかなという疑  
問もありますが、そういう意見はあったことはあったんですが、議員が言われる、特に救急体制  
については今現在、63人のうち61人が動いている中で、1署2所体制が望ましいという結論  
の中では、日勤として毎日出動している職員が大体8人体制でありますので、そういう中ではこ  
れを増員する以外にこれを解決する方法はない。しかし、予算の関係上、これ以上人数をふやせ  
ないというのが現状でありますので、その中で最善を考えたときに、これが望ましいのではな  
いかというような説明でありました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 最初の1点目です。そうすると、委員から、もうタイムリミットだというふうになったときに、その委員さんが実際にどういう、もうこの市民への説明、理解も済んだのだという前提だったのか、時間だけだったのかをまず1つお伺いして、救急に関しては1署2所体制、1つの本署に2つの消防署ですけれども、8名で常に日勤が行われています。だから増員が前提で対応ができるかもしれませんけれども、ハード部分での救急車の台数というのも問題になるんじゃないかなと私思ったんですが、2台あって、1台がかぶって——かぶることなく動けるんじゃないかなと、そういう話はされてはいないですか。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 救急に対しては、非常にケース・バイ・ケースで、その辺、対応が大変難しいことがあろうかと思えます。先ほど議員が言われているように既に出動しているときには、やはりこれをカバーするのは、職員がいないのが現状ですので、よその2所体制の中で応援をするしか、現状では難しいということですので、署員をふやすか、それとも1署1所体制、要するに、2分割して増員するか、そのようなことも考えられますが、現状では1署2所体制がベストであるというような結論であるというふうに説明を受けました。

以上です。（発言する者あり）

タイムリミットの根拠については、確認をしております。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） これは、今から賛成討論、反対討論など、質疑も含めてありますけれども、消防署の場合のことについては、人命にかかわることでもありますし、ほんとにこの議会が終わってでも、総務の管轄でございますので、そのあたりの手配のほどをよろしく願いたいと思います。答弁はもちろん要りません。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑ありませんか。鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） 総務常任委員長にお尋ねします。

消防庁舎建設についてです。先ほど、私は、今度つくる場所において、交通渋滞についてお尋ねをしましたが、それはどのような答弁があったのか。渋滞が起こらないという説明があったら、どういうふうなことで渋滞が起こらないと言ったのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 渋滞が起こらないんじゃないなくて、渋滞はあるというのは確認しておりますが、それが出動するために障害になるような渋滞ではないというような解釈であります。

当然、委員の中から、大型車がお互いにとまっているときに、その間を縫って消防車が通るのは難しいんじゃないかというような話もありましたが、現実的には時間をずらすことによってそ

の辺は通れるんじゃないかというような、それで赤色灯、また係が交通指導することによってその辺の障害を排除できるのではないかという意見でありました。

また、今計画されておる計画道路についても、早期に計画を着工を要望していくというような説明もありました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） さきに、国道に関しましては、新鮮市場の前の左折道路の拡張をするというふうな話は、先日の議会の中でいただきましたけれども、今回、渋滞が起こらないと消防長が言われたかと思いますが、実際に考えて、平日ではそういう問題がないと思うんです、はっきりいって。けれども、この210号線、207県道医大路線におきましては、やはり日本で一番高速道路の障害がある道路です、高速道路が。大体4日に1回は障害が何か出ているという道路ですけれども、そうしたときに、時間帯においては今度の新消防署をつくる場所あたりから、医大方面からずっと渋滞が続くと。現状の消防署であれば、210号線沿いであれば、先ほど言われたように、旗を持って出れば両方とめることができ、そのまま出動ができるということは理解します。けれども、今回のその辺、新鮮市場のほうから今度医大に上ってくるほうをどのようにしてとめるか、今度は交差点が2つなるようなものなんです。そのこのところの対処をどのようにするかという答弁をどのようにもらったかというのを私聞きたかったんです。

ただ1つ、これは県道です、207県道は。これは大分県のほうにまた建設課と総合政策のほうで長期の計画を持った中で、こういうことをほんとにされると言ったのか、そのこのところをもう一度聞かせてもらってよろしいですか。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） そのこのところについては、消防署からの説明であって、大分県からの説明ではありませんで、そのこの辺は確認しておりません。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） これも今後引き続いて、もうどうしても建てるということになれば、そういう交通渋滞が起こらない。これは先ほど溝口議員も言われたとおりに、やはり1分1秒を争うことですので、生命を守るという一つの中で、真剣に——真剣に考えてないということまた失言になりますけれども、これはやっぱり生命を守るためにも、ひとつ継続してこれには確認をしていっていただきたいというふうに思います。答弁は要りません。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 3点お聞きします。総務委員長にお聞きします。

その消防庁舎については、委員長報告では、予算執行を一時凍結して再度検討してはどうかの

発言がありましたという報告をされています。この意味は、委員からそういう意見があったというだけに終わっているのか、もしくは委員会として凍結をしてはどうかというふうな見解に至っているのか。

それから、こういう発言があったことに対して、執行部側としてはどういう返答があったのか、1点。

それから、庁舎建設に関することなんですけれども、先ほど修正案は出しましたけれども、総務委員会には修正案は付託されていませんので、原案だけの審議をされたというふうに思います。ですから、修正する、しないという議論は総務委員会の中ではなかったと思うんですが、先ほど修正する理由でもいろいろ言ったように、ここの委員会の中での意見でもいろいろあるように、もうちょっと、建設するにしても慎重にしたほうがいいのか、住民の説明会を開いてからのほうがいいのかというような意見があったことに対して、執行部側は、例えば、もし予算がこれ計上されて可決されても、執行するのは慎重に住民説明会を開いてからやるとか、あるいは選挙後にやるとか、そういう執行に関して慎重を期すというような返答はあったかどうか。

それから、3点目は、何か話によりますと、我々議会には8億1,000万円の建設の概要と2,996万円の測量設計の内容しか提出されてないんですが、総務委員会の中では、何か今度建てる庁舎の新しい図面まで出てきているというようなことを聞きましたが、何かそういうもう図面ができ上がっているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 消防庁舎建設予定地については、予算執行を一時凍結して再度検討してはというのは、1つは、土地代が高いんじゃないかと、その辺の検討を含めて、検討委員会ではここが最適だという執行部からの説明でありましたが、委員の中から、それだけの土地を求めるんだったら、もう少し安い土地が市内にあるんじゃないか、そういう検討をしたのかどうかということと、今市長が進めている本庁舎方式は、市の中心部にそれを建てるという、そのことで市民の理解を得ようとしているわけですが、一方で、生命、財産を守るべき消防本部庁舎がそんな偏ったところに建つことについての疑念があるのをどういうふうに市民に理解されているかということは、いまいち、まだ私は不十分ではないかというような考えも、委員の中の全員ではありませんが、ありましたので、こういう委員長報告の中に書かさせていただきました。

それと、特に今度の議案については、契約管理課からの2,900万円ほどの予算の上程の中で、どういうふうな——シミュレーションする中で青図ができているのかというのを契約管理課長に問い合わせたところ、契約管理課長は何もわからないということで、総務部長のほうから、初めてこういう青図を配っていただきました。

これは、まだ今総務委員会しか持っておりません。ほかの議員さんには多分説明されておしま

せん。それで、なおかつ、これはたたき台であるというような総務部長の話でありました。特に、これを見ると、新しく建てる棟には1階に湯布院にある福祉事務所がほとんどここに入ります。2階は議場並びに委員会室等が入るといったようなことでありました。ちょうど庄内の第5委員会室の隣が庄内の元町の議場でありますので、それも見せていただきました。その中で、まだ使えるんじゃないかというような意見もありました。

そういう中で、もう少しそういう部分では、もうちょっと議論が必要なのかなというのと、なおかつ、これを見ると、ここの挟間庁舎の1階、2階にある建設課、農政課、水道課等がありません。だから、どこに行くのかなというのが私たちも疑問点ではあったんですが、少なくともその辺のものが全て議員の中にしっかり理解された上でないと、これは委員長の私的な意見かもしれませんが、そういう気もしました。ですから、既に新しいこういうものができるというのが議員並びに市民にある程度理解されてこの予算が上程されるのが本来ではなかったかなとは思いましたが、委員長報告の中にありますように、委員の中では既にもう賛成多数で認めるという結論になりました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 再度確認です。

消防庁舎について、一時凍結しろというのは、1委員としての意見で終わったのか、総務委員会として凍結すべしという見解に至ったのかのどちらかを確認したい。

それから、今聞いて、そんな本庁舎の図面がいろいろ出てきていて、一部しか知られてないというような状況は非常に不十分だというふうな、ちょっとびっくりなんです。それに対して、執行部が今回の建設費用は計上して認めるけれども、実際に執行するのは、例えば今委員長が言われたような十分な説明や理解を得られてからにするというような、そういう執行部側の慎重な意向は示されたんでしょうか。それとも、もうそういうのは全部いいんだと。これ可決されたらすぐにでもやるんだということだったのか。執行部側の返答がどうだったのか教えてください。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 消防庁舎の一時凍結の意見は、あくまでも委員1人の意見で、委員会としての意見ではありません。

それと、本庁舎建設費のほうは、そこまではもう、出す以上は執行部としては粛々と、議会が認めればそれを推進していくということであろうと理解しております。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 7番、高橋義孝です。総務委員長にお伺いをします。

一般質問等でもいろいろ取り上げておりましたけれども、本庁舎再編に係る周辺部の経済状況に対する影響がどのようなものであるかということをお尋ねしておりましたが、そのことに関して、総務委員会の中で議論されたのかどうか、ちょっとお聞かせください。

それともう一点、合併協定書との項目の中でかなり今回の再編計画ではそごが生まれております。そこについて、執行部側がどのような見解をお持ちであったのか、またそれを総務委員会どのように審議されたのかということをお伺いしたいと思います。

もう一点、消防庁舎については、先ほどもるる質疑等、委員長の答弁等もありましたけれども、災害対策等を考えれば、本庁舎は庄内に持っていく。だけでも消防本部は挟間地域に置くということになると、今防災安全課が庄内のほうにあります。今度消防団の業務も消防本部のほうに移管されるということで、そこはやはり一体的な運用を考えれば、どうもちんぷんかんぷんな組織機構の案になっているというふうに私は考えるんですけども、その辺の防災意識、消防ビジョンについて、総務委員会の中でどのように結論づけられたのかお聞かせをお願いします。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 当然、地域の経済的なもの考えるときに、どこで話すのかということではありますが、当然、地域振興課長が来たときに、こういう案についてどういう意見をお持ちですかというのを質問しましたが、答えはありません。できないという、まだそういう話は聞いてないということで、このことについても各振興局長は、今の段階では答えられないというような話で、まだ聞いてないというのが現実ではないかと思っております。

だから、あくまでも今回は契約管理課が計上した予算だけで、詳しいことについては自分たちもまだ説明を受けてないというふうに、私としては受け取りました。

それと先ほども、消防庁舎のほうは両方意見があるわけです。やはりそういう市の中心部になくて、例えば湯布院の塚原とか、庄内の奥のほうに行くにはやっぱり40分から50分かかるわけです。だから、溝口議員が言われたように、消防なら消防団も加勢しますからいいんですけども、救急車、特に救急救命の資格を持った人が駆けつけないと挿管等が今できません。そういう意味では、やはりなるべく中心部にあったほうが、理屈的には、誰が考えてもいいんじゃないかという意見がどうしてもぬぐえないんです。そういう意見をやっぱり無視してでも今の場所に建てるのがベストなのかなというのは、私たちも疑問が残りますけど、消防検討委員会の中では——検討委員会というのは消防士のプロの中で検討された結論がこういう答えですということなので、市議なり市民が考えたときとそこにそごがあるんじゃないかなというような気は私も持っております。

それと、費用対効果を考えたときに、庄内方面で建てる半分以上で土地購入ができるんじゃないかというような意見もありました。だけど、その辺は無理してでもやはり——比較したのか

というのがその辺の委員の中で、そういう場所の選定についてはそういう比較をして検討したのかというのがありましたけど、それにはお答えできませんでしたので、やはり今の場所が一番いいということと、大分消防局との連携も、広域サービスの中でもう少し検討しているんじゃないかというようなことも話しましたが、それ以上はもうお互い平行線ということでありました。

以上です。（発言する者あり）

協定書は、いずれにしても本庁舎を目指すという協定書の中の項目が、それを実行しようとするれば、やはりどうしてもそういうどこかが——破棄するわけではないですけど、どれかを優先すればどれかが実行できないというような、特に3町の均衡ある発展を図るという文言がありますけど、今の本庁舎方式で各2所を支所方式にした場合、三十四、五人の人員しか残らないわけですから、当然、そういう経済的なことも含めて、もう落ち込むことはわかり切っているんですが、一方で、経済活動がただ市役所の職員だけを相手にした経済活動ではないと思います。また挟間は挟間、湯布院は湯布院で、それがなくても十分経済活動としてはできる。ただ、今その辺の質の変化を当然これからは、本庁舎方式になったときには、それぞれがやはり考えていかなければならないんで、あくまでもおんぶにだっこで、庁舎がなくなったら困るという意見だけが合併協定に反するというということではないんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 高橋議員。

○議員（7番 高橋 義孝君） その合併協定のところは協定に当然反するんです。経済上、一極集中を避けるとか、職員のバランスに配慮するということがうたわれているということですので、やはりそこを変えるということになれば、何らかの説明なりが、私は当然必要になってくるのではないかなというふうに思ったものですから、その辺の説明に関して何か執行部のほうからありましたでしょうか。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） その一極集中を避けるという、補完する意味では、振興局の充実を図るというのを、予算等で具体的にはまだ出ておりませんが、やはり三十四、五人体制で地域のことはその地域でというような方針は明確にされておりますので、その辺のことをもうちょっと充実させる方向で進めるべきなのかなと理解しております。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 総務委員長にお尋ねいたします。

25年度に新しく特別重点枠になりました健康立市に向けてですが、これの委員長報告を見ますと、市を挙げた総合的な推進体制の構築に取り組むことと。それから（発言する者あり）あ、教育民生かな、これは。総務じゃなかったかな。（発言する者あり）あ、ほんとじゃ。



○議長（生野 征平君） 続けていいですよ。続けていいですよ。

○議員（18番 利光 直人君） 間違いました。教育民生、小林議員にお尋ねします。

この取り組みで、24日の日に大々的な9時半からのセレモニー、また、1日かけて湯布院、庄内での行事が行われますけれども、これについて、こういう文書の中で、どういう意見の中でこういう構築に取り組むということに文書がなったのか、中身がわかればちょっとお聞きしたいと思っております。よろしく。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） お答えいたします。

健康立市については、今度の24日に、健康立市宣言大会が開かれます。それは、由布市がこれから健康立市を目指そうということを取りあえず宣言するためのまず第一歩として大会を開くんだと。中身については、この平成25年度から本格的にやっていくと。そのために、健康立市推進協議会ですか、そのための協議会みたいなものもつくって、そこにいろんな人たちが入ってもらって、由布市の健康立市を具体的にこれからどう進めていこうかというようなことを話し合いながらやっていくということでした。

この委員長報告に書きました総合的な推進体制の構築というのは、今は今度の宣言大会とか、それから当面やろうとしている事業については、健康増進課が事務局となって各課との連絡をとっていますけれども、将来的に、健康立市というのは健康福祉部門だけのことではないと。いろんな全ての、由布市全体にまたがることなので、とりあえずの立ち上がりは健康福祉部門でやってもいいけれども、行く行くは由布市全体の全部を集めて取り組めるようなそういう体制にしていくべきだというような意見が出ましたので、そういう意味で総合的な推進体制の構築というふうに言ったということです。

○議長（生野 征平君） 利光直人君。

○議員（18番 利光 直人君） 先般、ちょっと市民にこういう声もう既に伝わっていて、長期的な視野に立って市もこれを構築していかないと、高齢者主体ですから、県下でもうちがトップから2位ぐらい、健康保険料が高いわけですけども、こういうのを含めて、やる行為は立派なことなんです、やっぱり市民の方、非常に高齢化が多くて、例えば未来館とか庄内の中央公民館、健康温泉館等に、そこに来なさい、そこに来てそこでやりましょうというんじゃ、やはりこの運営がよくいかないと。高齢者それぞれの130近い地域に来て、こういう運動をきなさい、こういう歌を歌いなさい、こういうことをきなさいということをするのがほんとの健康立市じゃないかという市民の声が多いんで、その辺も委員会で十分に吟味されて、今後の運営に当たっていただけたか、その辺の話もされたんかどうかお聞きしたかったので、ちょっと質疑しました。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） もちろん利光議員の言われるとおりでして、うちの委員会としては、うちの委員会にかかわる担当課からのいろんな事業説明を受けました。その総合的な取り組みというのは、行く行くは由布市全体を挙げて取り組んでほしいということですが、当面やっていく中で、今利光議員が言われましたように、いろんな取り組みがあります。新規事業をぼんぼん立ち上げるということだけじゃなくて、今取り組んでいる取り組みを健康立市という名前のもとに各課で横断的にやっていってはどうかと。例えば、地域のお年寄りの人たちのところに出ていってというのも、介護保険の特別会計の報告でも出しましたけれども、地域ごとに出ていって、その地区の健康状況ですとかあるいは疾病状況の特性みたいなものを説明して、この地区は高血圧が多いんですよとか、この地区は特に糖尿病の人たちが多いんですよみたいなことを地区ごとに出前講座ということをして、地域ごとに対応していくような取り組みを重点的にやっていきたいという説明がありました。委員会としては、もちろんそういうきめ細やかな、地区ごとの取り組みに期待したいというふうに指摘したところです。

○議長（生野 征平君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 教育委員長にちょっとお尋ねします。

高齢者福祉費の長寿祝い品事業について、対象者年齢は変更せずにこれまでどおりの方法で実施すべきであるというふうに委員長報告がありますが、このようになったのか、それとも、それはあくまでも意見で、変更されたのかお聞きします。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） このことについては、担当課としては、今まで喜寿、米寿、100歳の方に商品券をあげていたと。その喜寿の77歳の人を今度80歳に、それから米寿の88歳の人を90歳に引き上げようということで、予算組みをしてきました。

委員会としては、まず、そもそも傘寿とか卒寿というのがなじみがないので、今まで喜寿、米寿でやってきたんだから、喜寿、米寿のそういう慣習を大切にすべきだということで、変えるべきではないという意見に落ちつきました。

ただ、その中間では、もし変えるようなことになったら、例えば77歳でもらった人が今度また80になってもらうのかと、もう2回ももらうようなことは不公平じゃないかと。じゃ、77歳でもらっていた人は今度は80になったときには支給しないで、人生で1回だけにするのかとか、いろんな支給方法をめぐってもいろいろ課題や問題があると。そういう課題や問題がうまくクリアできるようなことはまだ言ってなくて、単に77を80、88を90にしますという簡単な考えでしかやってないようでしたので、それじゃいろいろ問題がありますよという指摘をして、委員会としてはこれまでどおりしなさいというふうに今申し上げました。同じ予算の執行権は執行部側にありますので、委員会どおり、これまでどおりやってくれるかどうかは、これか

ら9月1日までの検討になるというふうに思っております。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 実施時期については、当然これこの議会が通れば4月1日からこれを実施するという理解でいいのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） これは9月1日時点の年齢で実施するそうです。だから、今度の9月1日時点のときに米寿、喜寿なのか、傘寿、卒寿なのかでやるということです。だからそれまで検討してほしいというふうに申し上げました。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。このままですと5時に終わりそうもありませんので、会議規則第9条の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事日程の進行上、同条第2項の規定により、あらかじめ会議時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時50分とします。

午後4時39分休憩

.....

午後4時50分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、修正案について質疑はありませんか。二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 5番、二ノ宮健治です。修正動議について、発議者にちょっとお聞きをいたします。

先ほど、時期尚早ということではいろんな意見と申しますか、理由を述べられていたんですが、合併のときに行政の効率化の観点から本庁舎方式を目指すという一言が入っています。そして、先ほどから執行部が執行部が議会に説明がないんだという言い方をしていたんですけど、個人的な意見でも結構ですけど、私はこの本庁舎問題の移行問題については、合併当初から、市長だけでなく議会にも責任と申しますか、そういうものを背負わされているんじゃないかと思えます。そのことについて1点お聞きをいたします。

それから、議会での討論が十分でなかったというようなこともありましたが、私はこれは、議

会が怠慢じゃなかったか。これは私の反省も含めてなんですけれども、23年の7月に、まず市長から組織改革案が出されました。そして、24年の3月の28日には本庁舎の位置を庄内町にすると。そういう中で、やはり組織の機構案が示されました。その後の全員協議会の議事録を見ていただいたらわかるんですが、25年度に予算計上があるということを議員がはっきり言う中で、それに対して、やはり市長に意見を求めながら、議会で議論していくんだということを確認をしています。

今回の時期尚早という意見、そして簡単にぽっと出てきたような感じなんですけど、その時点から、もう私たちは出ることがわかっていたし、それに向けて議論をしなければならないんじゃないかと。このことについて発議者としてどういう考えかお聞きします。

それから——済みません、10こぐらいありますので整理してください。

3つ目は、組織・機構について、私この間一般質問したんですけど、たとえ予算が通ろうと、そういう組織の機構については皆さんの意見を聞いて、市民の意見を聞いて、いろんな形をしていきたい。今回の予算については、ほんとに基礎的なことを調査しようというぐらいのもので私はあると思っています。そういうことで、予算を通してでもそういうことは今から議会の中で十分議論していかなきゃならんんじゃないかというぐあいに考えています。このことについても質問をしたいと思います。

そして、どうしても私が腑に落ちないのは、今回のこの修正動議の中に、「小さな本庁、そして大きな振興局」というものが見え隠れ、私はしています。そういうことがあるのかどうかということも、時間の関係がありますので、とりあえず4つでお聞きしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） お答えします。

1点目、合併時から本庁舎方式を目指すということは約束されていたことなのに、それから説明がないと言われたけれども議会の中では説明があったのではないかというふうなことについてですけれども、本庁舎方式を目指すということ、それからそれを庄内に置くということについてはもちろん知っていました。

ただ、今回上がってきている予算は、その建設に関して概算で8億1,000万円かけて、ちょっと詳しい図面は私は見ていませんけれども、何かそういうものを建てると。そういう設計のことについては何の説明も受けてないわけです。本庁方式にして、本庁を庄内に置くということは、それは聞いています。だけれども、具体的にどういう庁舎をつくってどのぐらいの規模でどのぐらいの予算をかけてどんなものをつくるのかの説明は全くありません。いきなり今回予算が2,996万円ぽんと上がってきたということなので、やっぱり説明は十分に受けていないという認識であります。

それから、議論をしてこなかったのは議会の怠慢ではないかというのは、それはほんとおっしゃるとおりだと思います。これは我々みんなの責任だというふうに思います。今まで、最初の組織再編計画案が出されたりしてきたときに、今二ノ宮議員が言われたように、議会全体で議論しましょうということが、全員協議会の中で上がったこともありましたけど、正式にその場をつくるまで至っておりませんでした。再編計画案も地域審議会に何度か諮問され直して、今検討中であるというようなこともあったので、最終案が市長から示されたらそれをたたき台に議論しようというような意向だったというふうに思っております。

もちろんこれ議会の怠慢ではあるんですけど、それを反省するためにも、今まで議論してこなかったからもうしようがない、タイムリミットだから決めろというのではなくて、今まで議論してこなかったことを反省してこそ、やっぱりじゃここでちょっと立ちどまって、時間は限られているかもしれないけど、少しでも議論する時間をつくりたいというふうな思いでおります。

それから3点目、組織案についてはまだ予算が通ってからもこれから十分議論ができると、検討がし直せるという話ですが、ただ、その組織案も、どんな組織をつくるかによってどんな箱物をつくるかが決まってくるんだというふうに思います。振興局の機能や権限とか、本庁のあり方とかそういうことが決まらないうちに箱物だけ先につくるというのは、もうあの組織案を前提として、例えば挾間と湯布院、34人、35人で、庄内が二百何十人ということをもとにした箱物ですが、これから組織案の中身をもし住民や議会の意見を聞きながらいろいろ調整をしていけば、そのつくる箱物の形も変わってくるのが当然だと思うので、それは順番が違ふと。まず、入れる中身を話し合っ、入れる中身に合わせた箱物をつくるのが順番ではないかということです。

それから、今回の修正案に、「小さな本庁、大きな振興局」というのが含まれているかという、ちょっと御質問の意味がよくわからないんですが、今回の修正案はとにかく、議論の順番が違ふと。それから反省を含めて、議員もみんな話し合いたいと。だからそのいとまが欲しいので、とりあえずは、まずはこの当初予算からは減額だけしておこうということで、その先にどうい「小さな本庁大きな振興局」にするのかどうかとか、そこは今からの議論だというふうに思っています。

○議長（生野 征平君） 二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 12月議会だったと思うんですが、私、一つの議案を出しました。そのときに、9月で否決されそうだったので、これは伊方原発の意見書なんですけど、できるだけ全員に理解していただくということで、9月、ずっと頑張ったんですけど、反対者が結構多くて、そして12月まで延ばしました。そして、可決をしていただきました。今回のこの動議についても、せつかくであれば、せつかく議会の中で議論するというような姿勢があるのなら、初めにこの議会の中で私は議論をして出すのが当然じゃないかと。私たちもこのことについては寝

耳に水です。

それと、確かに聞いてない聞いてないというかもしれませんが、3月の28日の時点で、今回出されたような案が出されていまして。そのことで1度も執行部に対して意見を言わない。恐らく議会もそういうものを認めたんだろうという、私は執行部のほうが判断したんじゃないかというぐあいには考えています。1点目はそれです。

それと、先ほどはっきりしたお答えをいただけなかったんですけど、やっぱり議会にもそういう責任があるのかどうかということ、ぜひお願いします。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 1点目の、いきなりこの修正動議が出されたということですが、提出理由で言ったように、本来はこういうことはもう議員全員で出すべきだったというふうに思います。賛成反対を言うんじゃないくて、一緒に議論をしましょうという意味なので、全員で出したかったと思います。そこは、出すいとまがなかった。いきなり当初予算にこれが計上されていると。それから、今議会が始まって、12日に提出をしたんですけども、それまでに一般質問でいろんな議員がこの庁舎問題について少し考えを言っておりました。その中で、もうちょっと議論をしたり、もうちょっと執行を緩やかにして、市長に選挙後にもう一遍考え直すいとまはないかとかいろんな意向を一般質問の中で聞きましたけれども、一般質問の答弁の中で、市長は、もうその意向がないと言われたので、ではやっぱり、それじゃ時間が、議論ができていないのでということで、一般質問が終わった次の日に出さざるを得なかったという状況です。

もちろん、20人みんなでするように声をかけをすればよかったんですけども、12日の本会議までに、発議は2人からでもできるということでしたので、少しでも早く発議をして、これを委員会の中で審議してもらいたいなということで12日に発議したということです。

いきなり出てきて、ほかの議員さんには寝耳に水だったということは、大変ちょっとそれは乱暴な発議の仕方をしましたけれども、ぜひこの趣旨をわかっていただいて、一緒に時間をつくって議論をしたいということです。

それから、議会に責任がないのかというのは、あると思います。あるからこそ、今ここで無責任な議決をすべきではなくて、慎重に審議をする時間をつくりたいということで減額するつもりです。

○議長（生野 征平君） 二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 後の討論でまた申し上げたいと思います。

とにかく、今からでも特に組織や機構というのは議論が十分できると思っています。それから、チラシに議場のことが書いてありました。私は、議会の中でそういう議会の議場をどうするかという、委員会をつくって早く相手に出すべきじゃないかということを思っていました。それで担

当者に聞いたら、今の議場を使うことは、議会に対して大変失礼だから、仕方なく2階にしているんだというようなこともありました。そういうことも含めて、ほんとに執行部と議会の間がなかなかこういうふうなことについては話し合いが持ててなかった。いわゆる私たちも反省をしますが、そこがもう一遍に修正動議でこういう予算を削るとかいうことに私はならないと思っています。これは私の意見ですから、答弁は結構です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の順番は、まず、修正案に賛成の討論、次に、修正案に反対の討論、次に、修正案にかかわる部分を除く原案部分に反対の討論、最後に、修正案にかかわる部分を除く原案部分に賛成の討論の順番に行いますが、修正案について賛成、反対の討論多数の場合は、交互に賛成、反対の討論を行います。

まず、修正案賛成の討論はありませんか。高橋義孝君。

○議員（7番 高橋 義孝君） 由布市議会、遺風会の高橋義孝です。ただいま議題となっております議案第32号平成25年度由布市一般会計予算に対する修正動議について賛成、原案について反対の立場で討論をいたします。

まず初めに、本修正動議の趣旨については、提出代表者の小林議員から説明がありましたとおり、この修正動議は本庁舎への方向性を否定するものではなく、それに至るまでのプロセス及び手法について異議を唱え、住民及び行政、議会において、よりよい構想とするために提出するものであることを確認しておきたいと思います。

市長は、7年半前の1期目就任直後から、庁舎のあり方について不備を指摘し、本庁舎方式への考えを示してまいりました。これは、合併協定に基づき、対等合併をした協定内容や、知恵を絞り形となした現在の庁舎方式に異を唱えるものであり、就任直後のこの発言自体が極めて異様なものであったと私は記憶をしております。

4年前、ちょうど今ごろを思い出していただきたいと思います。どうしても本庁舎を断行したいのであれば、2期目の選挙において公約すべしと議会で同僚議員から問われ、本庁舎方式、3年後をめどに移行するという方向は全部打ち出して、びしっといきますと明言したにもかかわらず、2期目の選挙における市長のマニフェストには、「地域の特性に応じた振興局機能を充実させるとともに、分庁舎方式の見直しを行います」と書かれており、本庁舎のほの字もなかったのであります。

その後、地域審議会や議会においても多くの提言、指摘がなされ、地域審議会からは、答申に対する回答や意見交換を求められ、議員からは、執行部の示す案をたたき台として住民や議会と

議論を深めるよう指摘をしまいいりました。しかし、それらに対する十分な議論や検討もなされず、明確な本庁舎ビジョンの提示もいまだに一切行われていないのが現状であります。

さらには、今回の行政組織再編計画案と合併協定書との整合性については、住民や議会に対して何ら説明もなく、協定内容を大幅に見直すのであれば、住民に対して、なぜ見直すに至ったのか、明確かつ真摯な説明と謝罪が必要なはずであり、本来であれば合併の是非を改めて問うぐらゐの覚悟が必要であるにもかかわらず、協定書に対するその姿勢は極めて不誠実であると断ぜざるを得ません。

今回、我々が修正動議を提出するに至ったのは、これらの状況に鑑みて、今こそ二元代表制の一翼を担う議会がその権能を発揮するときであると覚悟したからであります。

由布市議会は、今、議会活性化調査特別委員会を組織し、由布市議会基本条例の策定に向けて取り組みを行っています。先般、議員定数の検討に関する最終報告を行いました。その中の基本的考え方で、議員定数は市民の代表である議会が市民の意思を市政へ十分に反映させ、かつ、議会が十分な議論を尽くすことが可能となる人数とすることとし、現定数の22名が適正であると結論づけられました。今回の本庁舎建設に関連する予算の審議は、議会全体で十分な議論が尽くされたのでしょうか。そして、市民の意思が十分反映されたものと言えるのでしょうか。答えは否です。

組織の再編や職員の異動は市長の専管事項であり、議会が口を挟むことはできません。ですが、だからといってこのまま議会は何ひとつ議論をしないで、市長の独断に任せ、追認機関に甘んじておいてもよいのでしょうか。このまま事が進めば、住民にとってはまことに不幸なことだと言わざるを得ません。なぜなら、市民の代表である議会は頼りにならなかったということになるからです。

以前実施された市民満足度調査の回収率の低さは、市民のまちづくりへの関心の低さを改めて浮き彫りとした結果となりました。それは、由布市の閉塞感をあらわしています。しかし、その閉塞感の要因の一つが今回の庁舎問題の取り組み姿勢や市長の行政手法に見てとれるとするならば、それは我々由布市議会の問題そのものなのだと冷静に、そして深く、真摯に認識しなければなりません。

その上で、今我々に、そして良識ある多くの住民に求められるのは、夢と希望に満ちた明るい由布市の未来を願い、丁寧に粘り強く合意形成に努め、そして議論の末に、確実に結果を出し、新たな由布市を創造していくことであると確信をしております。

議会は言論の府です。我々政治に携わるもの、議会存立の基盤となるのは、明治天皇の5カ条の御誓文第1条広く会議を興し万機公論に決すべしであり、民選議員設立建白書をきっかけとする板垣退助の自由民権運動によるものです。民権とは、人民が政治に参加することであり、議論



をすることが政治の始まりなのであります。どうぞ議員各位の御賛同を心から深くお願い申し上げて、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（生野 征平君） 次に、修正案反対の討論はありませんか。佐藤人巳君。

○議員（16番 佐藤 人巳君） 修正案に反対の立場から、討論いたします。

由布市は、融和、協働、発展を基本理念にし、安全・安心な住みよいまちづくりに取り組んでいます。合併から7年半、それぞれのまちの発展が著しく偏ることもなく現在に至っていると考えます。今回の組織再編では、直接市民がかかわりがある各種申請や証明書の発行、税金や各種使用料の納付といった基本的な部分は現状とは変わらず、由布市全体の施策や方針は本課で行う中枢的機能を備え、地域の振興は地域で行う地域性を重視し、振興局には計画の立案や予算要求の権限をはっきりさせる。地域の特色ある発展を、市民と考えていける体制になっていると思います。

地域振興課には、生活環境業務や商工観光、まちづくりの推進、地域整備課は建設、水道、農政における簡易な維持補修ができるようになっていきますし、災害時は振興局が支部を立ち上げ、現場対応や情報収集を行うようになっていきます。支部の要請によりいつでも動員体制ができるものと考えられます。

また、3月24日に開催されます健康立市の宣言大会は、担当する健康増進課は湯布院庁舎にあります。いろいろな連絡調整や打ち合わせについて、効果的ではなくタイムロスがあるように思います。

また、健康増進課がある福祉部門、産業建設部門、教育部門、いずれも以前からそのように感じてなりません。職員のロス、市民サービスの低下につながってまいります。

今回の組織再編による本庁舎方式では、庄内庁舎の周辺に全ての機能が集約されるようになり、真ん中という地理的条件はもちろん、庁舎の耐用年数、耐震性、敷地面積、また用地を求めるにいたしましても好条件は変わらないと思います。このチャンスは生かさなければ、将来逆に市民に負担を負わせることになるのではと心配で私は危惧しています。このまま、分庁舎方式でずっといくとは誰も望んでないと思っております。今がまさにそのタイミングと考えます。安全・安心なまちづくりを目指すためにも、本庁舎方式は必要不可欠であり、平成25年度当初予算に計上されている増築庁舎の実施設計などの関連予算は妥当と思いますので、修正案には賛成できません。

以上をもちまして、反対討論といたします。（拍手）

○議長（生野 征平君） 次に、修正案賛成の討論はありませんか。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 11番、溝口でございます。修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

今回の組織再編計画の中で、目玉になっている部分がございます。それが、湯布院に34名、挾間に35名の振興局を置くという内容でございます。この背景には、振興局でできることは振興局でという考えのもと、この構想が成り立っておりますけれども、本来は振興局でしかできないことを振興局でやるという立場の考え方、これにのっとった振興局の構成を考えなければならぬところであると考えておりますが、実際のところ、挾間も湯布院も地域振興課と地域整備課のもとに、総務係5名、地域振興係5名、徴収係2名、市民窓口係5名、出納係2名、福祉保健係7名、湯布院は防衛施設対策室1名、そして地域整備課に農林係3名、建設係3名と、ほぼ金太郎あめのような両町ともに同じような配置図が予定されております。先ほど申し上げました、湯布院、挾間に地域特性のもとでこの振興局、この地域の振興は振興局がやる、この振興局でしかできないことを司る、そういう改革を打ち出すべきであるにもかかわらずそれができないことに対しては、まさにこの組織再編案はただの案であるだけです。背景が見てとれません。

また、この案に基づく地域審議会、そして市民との説明などは予算計上の後に行われるということでございますけれども、全くこれは話の進め方が逆であることは、もう既に32号議案の審議に際しては、何度も言われておりますけれどもまさにそのとおりでございます。

また、地域市民の地域の住民のニーズをこの振興局で掘り起すということになりますれば、そこに大きな力を置かなければなりません。決して人数ではございません。どのようにニーズを掘り起こして、それを咀嚼して、実際の行政サービスに反映するか、そこに力を注ぐシステムが構築されなければなりません。

従いまして、この挾間、湯布院一律に金太郎あめ的な地域振興局を置くのではなく、まず地域の特性を地域の実情を熟知している職員が何人いるのか、その中で誰と誰がどういうふうに配属し、どういうふうに機能させれば戦略的な地域、まちづくりができるのか。そういう構想こそ必要であります。その議論をこれから進めなければなりません。

それについても、農政課、建設課、水道課、農業委員会という、この挾間庁舎に置かれている部局は行く先が見えません。水面下で動いてはいるのでしょうけれども、これが表に上がってきたときに、ではこうしようという案が、あるいは建設の青写真が出てくる手順のはずでございます。いわゆる組織再編の案はありながらも、見切り発車で、とりあえず予算をつけておこうという姿勢がそこにはあります。ですからこそ、我々はこれで行こうと言える庁舎のビジョンを共有するために議論をしようという、その意味での修正案でございます。新たに出発するわけではございません。私も本庁舎、確かに行政効率を考えれば必要です。しかし、このような内容の再編の案では到底納得できないところでございます。真剣になって、挾間の特性は何なのか、実情はどうなっているのか。湯布院の特性は、実情はどうなっているのか。その把握をどうやるのかをまずみんなで、議会はもちろん執行部の皆さんも一緒になって考える、そんな機会を設けて進む

のが当たり前のことだと考えています。

そうして、共有されるビジョンを持ったときこそ、この由布市の再編はスタートできると考えております。ぜひとも、議員皆さんのこれからにかけけるエネルギーを、情熱を示すためにも、この修正案にぜひ御同意願いたいと考えて賛成討論といたします。

○議長（生野 征平君） 次に、修正案反対の討論はありませんか。新井一徳君。

○議員（8番 新井 一徳君） 8番、新井です。修正案に反対の討論を行います。いろいろと申し上げたいんですけども、要約して述べたいと思います。

本修正案は、庁舎建設事業費2,996万円を削除しようとするものですが、地方分権化の進行や今後の財政状況を考えますと、住民サービスを維持していくには行政の効率化が必須であり、そのための本庁舎方式による組織再編と庁舎整備は避けられないことだと考えます。

また、由布市の財政も、平成28年度から地方交付税が段階的に縮減され、今よりもさらに厳しい財政状況が予想されます。このようなことから、今回の組織再編と本庁舎整備の今後のスケジュールを勘案すれば、本議会での予算措置が必要であると考えます。以上の理由から修正案には反対するものです。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、修正案賛成の討論はありませんか。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 修正案提出者として賛成をします。賛成討論します。

今まで、今4人の議員が賛成反対それぞれの立場で討論されました。はっきり言って私は、今初めてこの議員さんは、こういうふうな庁舎問題についてこう考えているんだって初めて知りました。今まで一般質問で、時々私は庁舎賛成だと反対だと個人的に意見を市長にぶつけている議員はいましたけれども、議員がみんなそれぞれ一人一人どう思っているのかを確認したことはありません。今、たまたま4人の議員が言われました。ここまでみんな議員は意見が違うんです。私は、この違うことを大切にすべきだというふうに思います。もう議員がほとんど議論しなくても、みんな同じように思っているんだったら認めて結構だと思います。だけど、私は今ここでたった4人が議論しただけでもこんなに意見が違うんだから、だからこそ今これを単に賛成、反対、予算通す、通さないで決めてはいけないと思うんです。

今、議論の中身聞いてみると、賛成の理由も反対の理由もそれぞれ私は一理あると思います。それぞれ一理あることをお互いにすり合わせて、どこでその決着点が見いだせるのかという話をしてほしいんです。私はしたいんです。私、個人的に言いますと、私は本庁舎方式反対ではありません。本庁舎方式にはすべきだと思います。

そのためにはいずれ本庁舎の最低限の必要最低限の増改築も、もしかしたら必要になるかもしれないと思っています。そのための予算措置もいずれ必要になると考えています。ただ、今の状

況でまだ議論もせず、それ私個人の意見ですから、だから予算認めろではなくて、中身も煮詰まってないし、どんな本庁方式にするのかとか、どんな庁舎にするのか、あるいは市民の人たちはそのことについてどう思っているのかを、確認もしていないうちに、私は庁舎つくったほうがいいから予算に賛成だということだけで賛成、反対を問うべきじゃないというふうに思ってるんです。振興局の充実ができる本庁舎であれば、私は賛成をしようと思っています。だけど、その前に今はまず議論をしましょうと言っているんです。何回も何回も口をすっぱくして訴えさせていただけなのは、この修正案に賛成するから庁舎反対だとか、この修正案に反対するから庁舎建設賛成だということ言うんじゃないんです。そういうことじゃなくって、もうちょっと議論しましょうと言っているんです。話し合いましょうと言っているんです。話すことに、話すか、話さないかっていうことを、この減額するかしないかっていうことを言いたいです。

それから、もう1つやっぱり市民に人たちはです。市民の人たちに十分な説明をしてから進めてほしい。こういう乱暴な進め方をいいんじゃない、いいんじゃないその議員が過半数集まりゃ予算も通るし、それからそれでやれるんだってというようなことを認めてしまっただけは、今後いろんなことやっていくときに全部市民不在、議会の議論不在で決めていってしまうんじゃないかと、私はそれが1番怖いんです。議員はみんな誰も議論することを不必要だと思っている人いないと思うんですね。わかってほしいのは、このことで私は対立すべきような問題では全然ないと思っているんです。庁舎建設に賛成でも反対であってもいい、今は一度今まで議論してこなかったの確かに悪いけれども、ここにきてもう一度みんなで一緒に立ち止まって、半年でもいいからちゃんと議論しましょうよ。そのために今一度立ち止まるためにも減額予算、修正案は一度落としましょう。そのことを市民に見せましょうと言ってるんです。ぜひこのことをわかっていただきたい。市民の皆さんが、こんだけ関心持っていることを単に市長案に賛成、反対、挾間・庄内・湯布院の議員が何人立って何人座ったみたいなの、そういう不毛な形で終わらせたくないんです。みなさんと一緒に議論したいと思います。ぜひ減額修正に御賛同ください。よろしくお願いします。（拍手）

○議長（生野 征平君） 次に、修正案反対の討論はありませんか。佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） 9番、佐藤郁夫です。私は、修正案に反対の立場で討論に参加をさせていただきます。少し述べますが御容赦ください。

由布市は、平成17年10月に合併をし、既に7年半が経過をしております。私たちはまず、旧3町でなぜ合併協議会が設立され、今の由布市となったのか改めて思いおこさなければなりません。当時から、国、地方ともに財政状況が悪化する中で、主要な財源であります国の地方交付税や国庫補助金の削減が進むと同時に、少子高齢化の進行で納税負担者が減少をし、保険、医療、福祉サービスは増加をし多様化することが予想されました。行政サービスの質を維持しながら、このような状況に対応するには合併を行うことで行政規模を拡大し、効率化を図りながら

行財政基盤の強化を図らざるを得ないとして、合併合意に至ったはずであります。その上で、庁舎の方式は機能を分散させる分庁舎方式と、窓口行政サービスを各庁舎で存続させる総合支所方式を組み合わせといたしました。

しかしながら、合併後の国、地方の財政状況は、更に悪化するとともに経済の停滞がこれに拍車をかける状況にあり、また、当時予想された以上に保険、医療、福祉のサービスは増加し多様化しております。更に、合併の特例措置であります合併算定替による地方交付税の大幅な削減が平成28年度から始まります。この状況で、行政サービスの質を維持するには効率的な行政運営以外にありません。

現在の分庁舎方式では、例えば旧湯布院地域に住んでいる方が、建設関係や農政関係で本課担当者と直接話す必要が生じた場合には、片道約1時間往復で約2時間の道のりが必要でございます。挾間地域に住んでいる方が、福祉や教育関係で直接会って話をする場合にも同じことであります。更に、例えば1つのことで保険、教育の関係と建設、農政の関係が重なり直接の話が必要であれば、それぞれの庁舎に別に出向かなければ解決できないということが起こっております。

このように、市民の皆様にも庁舎機能が分散していることで非効率的な状況が強いられているわけでございます。行政の意思決定や協議といった行政執行でも同じことが起こっております。効率的な行政運営とは、こうした非効率的な面、無駄とされる面などを解消して、その分のエネルギーを住民サービスに向けることであります。ますます悪化する財政状況と、増大し多様化する行政サービスに対して、行政サービスの質を落とさず対応するには、機能を分散させた分庁舎方式を本庁舎方式にして効率化を図る以外にありません。合併のときに、取り決めを行った庁舎の方式で、今回改めようとしているのは機能の分散であります。窓口行政サービスを、各庁舎で存続させる総合支所方式はそのまま残して、日常の行政サービスはこれまでどおり行っていこうとするものであります。

既に、合併して7年半を経過した今、由布市は1つであります。合併したことで、どこの地域に住んでいようと同じ由布市の市民として、ともに支え合い、融和を図りながら同じ行政サービスを受けることができなければなりません。1つの由布市として、ともに支え合いながら行政サービスを維持していくには、本庁舎方式への移行による行政の効率化以外には選択の余地はございません。

以上の理由から、今回の修正案に反対いたします。どうぞ議員皆さんの御賛同をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。（拍手）

○議長（生野 征平君） 次に、修正案賛成の討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 修正案の賛成をいたします。

皆さんが今いるこの議場、合併直後に何千万円もかけて改修をいたしました。もとの挾間町議

会を改修したとはいえ、私は県内でも誇るべき議場だというふうに思っています。その中でいろんな工夫もいたしました。これをまたわざわざ議事堂を庄内につくるなんてことを考えるというのが私には理解できないんです。私はもともと本庁舎方式には反対であります。今の分庁舎のままできて、どこがどういうふうだったのかという、きちっとした分析もなしに、本庁舎か分庁舎かの選択を迫って、そして、いかにも本庁舎にせざるを得ないかのように言ってますけども、私は分庁舎で結構だと思います。

過日、湯布院の地域審議会にも出席して、地域審議会の方が今の分庁舎方式で不満だということ、皆さん一致していると思いますというふうに言っていましたけれども、私言いました「湯布院に観光商工課があつて、あるいは福祉事務所があつて、教育委員会があつて、どこが不満に思う方が湯布院の中にいるんですか」と、皆さんほとんど何も思っていない。むしろ今のままでいいというのが、市民の大半の意見であります。これで、市長が突如として組織再編計画案と、この本庁舎の調査費を同時に3月全員協議会に出してきましたけれども、やり方は修正案を提案した方の3つの理由、まさにそのとおりだというふうに思います。私も共同提出者になれなかったことを残念に思います。何と云っても、再編計画そのものが議会の中でこれから議論されようとしています。そしてまた、「議会でもっと議論すべきだと、特別委員会をつくってやろうじゃないか」と言っていた人まで、先ほどなんか、もう即「そんなのは必要ない」みたいな感じで言われましたけれども、まさに皆さんで話し合っ、そして提案者も言いました。本庁舎方式、あるいは分庁舎方式、いろんな意見の議員がいると、しかしその中でみんなが納得できるような、もうこれ以上反論のしようがないというような合意ができれば、皆さんそこまではならないと思います。今は、漠然として何もわからないから、こういう不安な気持ちになっているんです。私も総務委員会ですから、図面を見せていただきました。議場の形はほとんどこれと同じなんです。原案だからそういうことなんですけども、本来はそういうことを何度も話し合っ、そして最終的にそういう調査費を上げるというふうになるんだと思います。取りあえず、この半年間はこの修正で減額して、そしてもっとその辺の議論を議会の中でも特別委員会をつくり、そういう議論を徹底して、改めて新たに市長が当選した暁には、それを計上するというのが当然だというふうに思います。今までの人が、ほとんど本庁舎に行かざるを得ないという立場で賛成、反対の議論をしています。私は、現状のままでいいと、今の分庁舎方式は誇れるものの1つだと、効率ばかりを言っ、そして地域の住民が安心しておられる、そういう拠点であるということはどっか飛んで行ってるんです。そういう点で言えば、私はぜひとも皆さんに修正案を通していただき、そして半年間じっくり皆さんで特別委員会をつくり、議論をしたいというふうに考えてますんで、御賛同をお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、修正案反対の討論はありませんか。工藤安雄君。

○議員（20番 工藤 安雄君） 20番、工藤です。修正動議に反対の立場で討論をいたします。

よく苦渋の選択という言葉が使われますが、平成17年10月挾間、庄内、湯布院3町の町民は、3町の思惑で本庁舎が決まらない中、総合支所、分庁方式という変則的な方式を受け入れてでも、将来を考えたとき合併やむなしという苦渋の選択をいたしました。

そして、将来的には行政の効率化の観点から、本庁舎方式を目指すという1言を合併協定書に明記をいたしました。この本庁舎方式移行という課題を背負いながら首藤奉文新体制がスタートいたしました。市長はこの問題で、市民に無駄な対立や混乱を起こしたくない、その思いからまず市民の融和を最優先にした政策を行い、その間多くの人の意見を集約しながら合併して約7年経った中、時間的制約や大方の意見の集約はできたとの判断から、24年3月28日本庁舎の位置を庄内庁舎に定めるという苦渋の選択をしたのだと考えております。

さて、昔から10年一昔という言葉があります。新しく物事を始めるとき、つまり新市が誕生して、市として機能ができあがるのには最低でも10年はかかるとの考えから、合併特例期限の10年間で設定されたと考えております。

しかし、由布市が合併してもう7年半が経過いたしました。由布市の現状はどうでしょうか。同じ時期に合併した豊後大野市は、7町村もの大きな合併であったにもかかわらず、小異を捨てて大同に就く精神から、既に本庁舎の建設も終わり新たな1歩を踏み出していると聞いております。

さらに、この7年半の間に社会情勢は大きく変わりました。団魂の世代から前期高齢者の仲間入りをするなど、本格的な超高齢化社会の到来や、少子化の進行、有史以来の人口減少社会への突入など、私たちは今まで経験したことのない時代が目の前に迫っており、この備えるためにまさに待ったなしの状況だと思えます。

今回の修正動議は、論点がぼかされていますが、真の狙いは本庁舎を小さくして、振興局を大きくすることにあるのではないのでしょうか。これは、昔の3町の役場の型に戻せということで、これが可能であれば合併する必要はなかったのではないのでしょうか。確かに、今の自分たちの権利や既得権を大切にすることも大切でしょう。

しかし、子どもたちや孫の将来のことを考え、私たちは苦渋の選択の中で合併という道を選びました。合併した以上、合併の目的である行政の効率化とこれと相反せざるを得ない、市民のサービスを十分に調整するという大きな課題解決を前提として将来に備えて、さらなる合理化や真の由布市の1本化を早急に図らなければなりません。そのために、本庁舎方式がサービス低下を招かない効率的な行政組織移行という苦渋の選択が迫られているのではないのでしょうか。合併して大きな効果も出ています。一例をあげると、合併して50名の職員が削減され、1人当たり生涯経費を600万円と推定しても、約3億円が福祉などの他の予算に回されていることになる

のではないのでしょうか。

しかし、このままの総合支所、分庁方式の型では限度があり、ましてや本庁を小さくして振興局を大きくすることは、効率面から見て実現不可能だと考えます。先ほどから、何度も申しました、これからの社会は私たちの経験では計り知れない社会へと変化することが予測されます。これに備えるべく、私たちは苦渋の中で合併を選択いたしました。もう合併特例期間の10年が間近です。これからの社会の変化に対応するためにも、真に1本化した由布市実現に向け1日も早い取り組みに第一歩を踏み出そうではありませんか。そのためにも、今回庁舎問題の予算は必要不可欠のものであります。

最後にもう1点だけつけ加えておきますが、それは私たちも反省をしていることですが、今回の問題について市議会として、役割を十分に果たしていなかったのではと考えております。この本庁舎移行問題は、合併当初から市長だけでなく議会に背負わされた課題でありました。まず、平成23年7月頃に市長より組織改革案が示されました。そして、平成24年3月28日、市長より本庁舎の位置として行政組織案が提案され、この時点で25年度からの本庁舎建設に向けた日程も提案されており、議会にもそれを知らされておりました。この間なぜか、議会で一度もこのことについて議論をしませんでした。議会には、執行部と市民の意見調整という大きな役割があります。議会は、このことを放棄していたと言われても過言ではないと思います。今回、一部の議員はあたかも市長から議会に対し、一度も相談がないようなそうした時期尚早とのキャンペーンは、自分たちの落ち度を隠す以外の何物でもなく、真摯な対応が求められているのではないのでしょうか。

そして今回の反省のもとに、私たちはすぐに明日からでも議会として、この問題に真正面から取り組んで行かなければなりません。例えば、予算が通過しても、基本的なことは変えることはできないが、修正には応ずると確約もあります。市民の要望のもとに、議員全員で議論し、最良の方法を市長に提案していかなければなりません。合併した以上、時代に逆行するような、そして今回の修正動議の真の狙いと思われる小さな本庁、大きな振興局方式は、これからやってくる少子高齢化などの真の福祉の向上に対応するためには、実現不可能であり、市民の幸せ実現のためにも修正動議を絶対に認めることはできません。このような考え方から、修正案に反対の討論といたします。（拍手）

○議長（生野 征平君） 次に、修正案賛成の討論はありませんか。

次に、修正案反対の討論はありませんか。13番、瀧野けさ子さん。

○議員（13番 瀧野けさ子君） 13番、瀧野です。私は、修正案反対の立場で討論させていただきます。と言いますのは、先ほど委員長報告の中で、溝口議員から今回タイムリミットと感じている、その委員の発言の根拠はどうかということを質問されてましたので、そのことも含



めて、急遽、討論に参加させていただきたいというふうに思いましたので、私の思いを討論の中で言わせていただきたいと思います。

私は、先ほどから市町村合併の話が出ていますが、私は平成7年に町会議員となりました。数年もたたないうちに、地方分権、自己決定、自己責任、自立した自治体をつくるためには、そういうことが必要だということで、様々なこととお聞きしてまいりました。ですから、この合併の思いを語らなければ、この延長線上には本庁舎方式は、私は語れないと思ひまして、一言述べさせていただきます。

平成10年辺りから、これからの国の動き、地方自治体のあり方が随分問われてまいりました。地方分権、地方分権と。最大の原因はもちろん国の財政の困難でありますけども、それに1番私は目を向けたのは、超少子高齢化がこの日本の何十年か先にやってくるということでした。その影響が、大変大きなものがあります。まずは、経済の仕組み、産業の仕組みが変わります。また、世の中の仕組みも変わります。それは、生産人口年齢の減少でそういうふうになる。

そして、社会保障制度の抜本的改革が必要、そのこともお聞きしてまいりました。と、同時に医療保険制度の改革も抜本的なものがあるんだというふうに聞いておりました。また、年金の問題、基礎年金の見直しなどもあらゆる問題が山積している。これを、この課題を、解決していかなければならないというふうに聞いておりました。

そして、地方分権が呼ばれ始めて、地方交付税の流れも変わり始めたのです。それは例えば、がん検診や、予防費ですね、保健予防。その費用は、国庫補助金で目的別の補助金が、それまではきちんと市町村に流れておりましたけども、その頃から地方交付税の大枠の中に入るという国の形が示されました。これは、どういうことかといいますと、首長、つまり市長の権限でこの地方交付税の中に、大枠の中に入れば自由に使える。例えば、そのことに使わなくても、道路とかほかの問題があればそれに使えるというふうに聞きました。

私は町議会時代にこれはしっかり議員としては、ちょっと見ておかなければいけないなというふうに考えて、一般質問した思い出があります。そういう時代の背景の中での合併は、積極的にもろ手を挙げての合併ではありませんでした。そういう世の中がいずれやってくる、その仕組みが変わってくる、その思いは今現在私は今議員生活18年目ですけども、その十数年前に聞いたことが、今なのだな、こういうことなのだなというふうにも実感として今その思いがあります。

しかしいろんな意見がある中で、合併を選んでまいりました。また、合併協定書には将来的には行政の効率化の観点から、本庁舎方式を目指すとあります。合併して7年半と先ほどありました。やがて、8年目を迎えます。努力しなければならないことは、先ほど修正案に反対の討論の中で、工藤副議長の討論の中にありました、これまで市民の利益のために行政が、行財政改革をしてきたこと、そしてまた議会も特例を使わずに一挙に解散し、そして47名から26名に議員

定数を決め、そしてその後には、すぐに26人から22人に議員定数を減し、そういう努力をしてそれは何のためか、市民の利益のためのほかならないことだったと私は考えております。

今回私はタイムリミットと感じていると、総務委員会で申し上げました。それは、まずもう合併して8年目を迎えようとしている、その中で時計は止まりませんし、社会も動いています。経済も動いています。政治も動いております。そういう中での、観点からまずは基本的立場を予算とともに明確化し、あとは議員、市民の要望を聞きながら市民サービスが低下しないよう、振興局の充実を図るように努力するべきだと思います。

今回、タイムリミットと思ったということは、議員は常にじっとして議論ばかりしてるわけではありません。私たちは市民相談を受ける中で、絶えず動いております。議員活動をしております。その中でも、この本庁舎方式、合併に至ってからは、これは私たちが考えなければいけない大切な、大事なことだというふうには議員のみんなは認識していると思います。そして、それぞれの議員もそれぞれの意見を持っていると思います。

なので、私は予算がいきなり上がってきたとかいうことは思いません。昨年の12月議会で商工会の合併のことに關しまして、一般質問いたしました。そのときに私は、予期していなかったんですが、既に新年度予算上げて、しっかりとお願いしたいというような市長の確信のあるその御意見をいただきました。そういう中で、いずれ予算は上がってくるというのは覚悟していたと、どの議員も覚悟していたと思います。全然考えていない議員なんていません。それぞれの立場で、そしてそれぞれの方々に御意見を伺いながらそしてきょうにいたったと私は思っております。

そういう中で、私はいろいろる述べましたけども、これをもちまして私は修正案に反対の立場での討論を終わりたいと思います。（拍手）

○議長（生野 征平君） そのほか、修正案反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 次に、修正案にかかわる部分を除く原案部分に反対の討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 何と云っても、同和対策課を残す予算であることです。けしからんというか、言いようがないんですけども、人件費だけでも1千数百万の職員を2人置いて、そして、臨時職もおりますけどもやることがないんですね。2億円の住宅資金貸付の焦げつきも一切、今年度予算では1,000円しか上げてないんです、回収を。だから、そんな課を残して、何のために市長は平然としているのか私には理解できません。

それと、予算の中で不明瞭な使われ方をしているというのが、言いましたのはごみ収集の委託料です。湯布院の地域だけを大分県で環境衛生組合があるにもかかわらず、その地域だけごみ収集

を1業者に委託していると、かつてはその業者というのは公が選んだ従業員の組合組織にして、そこに委託をしたので、それが合併後も継続しているという話だったんですけども、こっちが調査したところによると、全く民間企業になって、社長だけがその従業員が引き続きやっているだけで中身については、もう任意でその企業が人選をしていると、そしてこれによく似た話で、先般指定管理者に湯布院の道の駅のことが出ました。1億円の収益のうち、役員で6,000万円山分けをして、従業員に3,000万円を振り分けると、そんなやり方が一体とおるのかと、委託料の件なんですけども6,000万円のごみ収集の委託料が出されています。環境衛生組合で、今年度の委託料いろんなのをのけると約1億円なんです。庄内、挾間、野津原が別に委託料してますけども、その1億円に対して湯布院の収集は6,000万円もかかるのかと、指摘したにもかかわらず、これは前回の議会で指摘したんですけども、予算書もそのとおりまた出してきました。こういう不明瞭なことは断じてやめてほしいということです。特定業者を優遇するようなそういうやり方というのは、いいかげんにしてほしいと。

共通しているのは、顧問弁護士です。最初は2名も雇ってたんで、そんな無駄遣いやめろと言って、あろうことか、1名にしたんですけども2年前、急用があってその顧問弁護士に問い合わせろって言ったら、1カ月間用があって問い合わせ受けることができないなど平気で言われてるんです。弁護士は、昔は大分に少ししかいなかった、2桁しかいなかったけど、今3桁を超してるんですよ。いっぱいおる中で、由布市民の旦那さんが弁護士というのがありますよね。いろんな方がいるにもかかわらず、市長の故意の人をずっとこの間1人の人に限定して、顧問料50万円で、顧問だから裁判をして、また裁判料でも稼ぐと、そんなのおかしいんじゃないかと私何度も言いました。やっぱり顧問弁護士が裁判にする、あるいはいろんな指揮をしても、別の人にしてやっぱりそれを和解にしたりいろんな管理をするのが、顧問弁護士の役割だというふうに思いますよ。マッチポンプで自分が訴訟にしてその裁判費用を、裁判費用ちゅうのは厳密に言えば弁護士料含まないんですけども、弁護士の報酬を別取るなんちゅうのは私はおかしいと、さっきからマッチポンプって言ってますけども、そういうやり方を一向に改めようとしなないという点をやっぱり重々批判して反対討論といたします。

○議長（生野 征平君） ただいまの、修正案の部分を除く原案部分に反対の討論はありませんか。  
(発言する者あり)

続いていきます。反対の討論はありませんか。廣末英徳君。

○議員（2番 廣末 英徳君） 私、一般質問のときに申し上げました。議案32号消防費について、私はなぜ今の現状より東へと。皆さんもきょう溝口議員もおっしゃっておいりましたけれど、消防援助協定、大分市とですか、ある中になぜ、私も一般質問の中に言っている、市全体のバランスが取れていないと。特に湯布院では、観光地や高速道路、主要県道、交流人口、周辺に高い

山々を控えている湯布院地域の防災面を考慮したときに、消防本部の機動力と出動時間は相当ロスが考えられるということをお話させていただきました。

先般、議会中に塚原町で火事が、火災が起きました。そのときに、第5号が出てましたので、これは庄内の第2出動があったんじゃないかってことですぐ問い合わせしましたらば、16時30分私も現場にいまして、30分ちょうど15時に着きました。タンク車、1トン入ってるタンクですよ、新しい新車が。そのときに初期消火の1トン、何分もちますか。湯布院で、高速道路で、大きくあるトンネル等で事故災害があった場合に工作車がどのぐらい時間がかかってくるのか。私は、本当に非常に疑問に思っております。市長も、それは本部をここに置くなり、私も本部はあっこに置いていいと思うんです。その分、湯布院、庄内の充実を図ってください。それは、人による人件費が高すぎるとか、そういう話を聞きました。本当に、「日本一住みやすさ由布市」と言っている中で、一番私はこれに力入れなくちゃいけないんじゃないかと、きょうも溝口議員おっしゃたように自分のお客様の方が救急車を要請したらば、今いせんと、そういう話があったようにいつもそうなんです。湯布院、大分、別府に高速道路を使っても、手続き等で多く最低でも1時間かかります。そのときに、挾間から30分、本署から40分、1分1秒を争う時間帯でどういう対処ができるのか、それで亡くなったら私はこれでいいのかなと、だから本署は本署でつくるなりバランスを考えた配置をしてお願いをしたいと、大きい声を出させていただきました。いくら言ってもとおらないんじゃないかってことを伝えてほしいんです、市民に、湯布院町民に、庄内町民に。こういう意味がありまして私は32号9款消防費に対して反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 同じく原案部分に反対の討論はありませんか。ありませんか。

次に、修正案にかかわる部分を除く、原案部門に賛成の討論はありませんか。二ノ宮健治君。

○議員（5番 二ノ宮健治君） 5番、二ノ宮健治です。平成25年度由布市一般会計予算の原案について賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。部分的に、その事業に対して反対ということもあると思うんですけど、総体的に見まして今回の予算よくできてるんじゃないかというぐあいに思っています。

予算というのは、まちづくりの羅針盤というように昔から言われてます。要するにどのような視点で、予算編成を行うかによって、そのまちのその将来の姿が決まってくるというぐあいに言われております。ある一部の団体とか、特定の政策だけに重点に予算配分を行うと50年ぐらいたったときに、いびつな町ができるというぐあいによく言われています。その中で、今回の予算編成に当たっては、私12月の一般質問したんですけど、当初予算の予算編成会議の中で、市長

の方針、そしてどういう予算にするかということが明確に示されておりましたし、それに基づいた予算になっていたというぐあいに感じています。

議会の立場から予算を見るときに、どういう視点で見るかということが決められています。その中で、まず基本構想に合致してるかということです。2番目は、総花的と言いますか、総花的じゃなくてメリハリのきいた予算か、それから3つ目として経常収支比率や人件費、それから物件費は、抑制をされているか、さらに経済効果はどうかという視点で予算を見るようになってます。このような視点で、25年度の由布市一般会計予算を見ると、由布市の目指す「地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまち」への実現に向けて、総合計画第3期実施計画に基づいて予算を編成されているというように聞きました。こういう中で、先ほど言いましたように基本構想に合致をしているんじゃないかと。

それから、今回メリハリ予算ということで、もう3年前ぐらいやってるんですけど重点施策を上げてます。これは5つの施策です。子育て支援や地産地消と観光振興等があります。

それから、25年度に予算措置をされております地域経済対策、それから緊急経済活性化対策、それと防災・減災対策、そういうものについても、もういよいよ25年度が総仕上げの年だというような説明をいただきました。

それから、新たに市民満足度調査の中で、特に落ちていた農業面について今回につきましては、農業振興・農業所得向上対策、それから先ほどから何回も議論出てます、健康推進を基調とした健康立市構想が特別枠として上げられました。本当にいろんな事業が出されて、このことがしっかり頑張ってやっていただきたいと思います。

ところが、ただ1つ心配なことがあります。それは、予算総額が前年度比較で12億7,782万5,000円も、そして率でして4.9%の大幅な伸びになってます。一口で言えば、大盤振る舞いという感じなんですけど、これ私大変心配をいたしました。このことについては、十分いろんな角度からお聞きをしました。そういう中で、市が立ててる中期財政計画の中に、特に合併特例期間を考慮しながらの予算だということで、私からの感じですが、本当に10年先のスパンを考えながらの計画に基づいたものだというように実感をいたしました。このようなことから、抑えるべき経費は抑えつつ、そして市民のニーズに応える重点施策を積極的に取り組んだ予算だというように判断をいたしました。

最後に、先ほどから何度も出てます、25年度より本庁舎方式移行について本格的な作業が始まります。ぜひ、市長の強いリーダーシップを発揮されまして、由布市百年の体系に立った判断の上で、早急に進めていくことをお願いしたいと思っておりますし、もう1点は、先ほどから言いますようにこの議会が終わった段階からいろんなこのことについて、議会の意見をまとめながら市長にぶつけていきたいと、真摯な態度でぜひ市民のために声を、そして耳を貸していただきたいと

いうように思っています。そういうことから、平成25年度由布市一般会計予算の原案に賛成をする討論といたしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 同じく原案部分に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。まず、小林華弥子議員ほか5名から提出された修正案について採決します。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立7名〕

○議長（生野 征平君） 起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立12名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は18時20分とします。

午後6時05分休憩

.....

午後6時18分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、日程第30、議案第33号平成25年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 教育民生常任委員長にお尋ねいたします。国民健康保険、税金が県内で2番目に高いというふうに先ほど言われましたけれども、「値上げのために変な予算を組んだんじゃないか」と市長に言ったら、「いや、これに関しては値上げを画策してないけど、水道会計では予定している」というふうに言ってました。国保で私が気になるのは、やっぱり一般会計からの繰入金を大胆にまた1億円も削ったことです。そして、予算の財源内訳をみたら基金を取り壊して、そしてそれぞれに配分していると、しかもそれは一般会計で補填しなければならない総務費、あるいは保健事業費等に配分してるんです。「基本的にそういうことは間違いじゃないか」ということ言ったら、保険課長は「市長が認めるからいいんだ」みたいなこと言いました。委員会の席で、その基金の取り崩し、あるいは一般会計からの繰入について、どういう議論が行われたのか、それを委員長にお聞きしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） お答えをいたします。

毎回、12番議員さんから国保会計について、一般会計の繰入については散々取り上げられま

した。そのことについて、考え方や議論を整理をいたしました。その後、委員会として考え方を整理したのと、あと私委員長として担当課と話をしました。

まず、平成25年度のこの当初予算についての一般会計の繰入が、去年の24年度に比べて大幅に減っていると、67.7%減っているということについては、これは特に大意があったわけではなく、基本的には一般被保険者の数の減によって歳出のほうの保険給付費が減額されたので、それに合わせて繰入金も減額になっただけであるという、25年度の予算編成についてはそういう説明をいただきました。ただ、そのことはそのこととして、委員会としては納得いたしました。

ただ、12番議員さんが言われるように、国保会計に一般会計を繰り入れることについては是非については、これ基本的な市としての国保会計をどう維持すべきかという考え方をちゃんと示した上でやらないと、今その基本的な考え方がないがために毎年、毎年の財政状況とか、国保会計のバランスを見ながら、毎年、担当課と財政課の調整協議の上、ことしはこの線でいきたいと思いますということでもやりくりしているにすぎないという状況であることが確認されました。そういう意味では、毎回12番議員さんが指摘されることについては、基本的に市としてどういうふうにするのかという考え方を、きちんと話し合う必要があるのではないかとというふうに委員会では指摘をしたところですよ。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 前の副市長のときに、1億円やられて、そのことについて副市長に言ったら、「いや、必要な繰り入れは行います」というふうに言ったんですけども、今度は副市長が変わるとまた1億円削れてたんで、これ何か魂胆があるんじゃないかっていうふうに思ってるんですけども。基本的に私が問題にしたいのは基金の部分を年度当初で全部、全部とは言わんけども、取り崩して、かつて私が挟間から由布市に合併するに当たっては、基金3億円ちゅうのは前提なんだと、言われとったにもかかわらず3億円が崩れちゃって、基金そのものを予算の中に入れて、そして年度末でも3億円にならないというような状況が、ここちょっと続いてるんですよ。基金についての話というのはどうなんですか。保険課長は平然として市長が認めるから財源内訳にどんなのでも入れていいんだと。要するに、基金で制限があってるにもかかわらず、それをその市長が認めるものちゅうのを理由にするちゅうのは、またちょっとひどいんじゃないかと思うんですけど、そこ辺の話は突っ込んでやられてなかったですか。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） そこの話をしました。それで、担当課の課長は、「3億円の基金を割り込んでいる現状についてどう思うのか」というふうに言いましたら、担当課としては基本的には3億円必要であるという認識には立っていると。

現時点でその年度末に3億円割り込んでいるのであれば、その部分を補填して、3億円にい

くように繰り入れをすべきではないかという話をしたら、そこは先ほど言ったように財政課との調整部分なんだけれども、担当課としては基本路線としては3億円積み立てておくのが必要だと思うので、現状は十分であるとは思えないという見解は示されました。

その上で、一般会計を繰り入れることについての是非をどう考えるかということについて、「市としての考えを財政課と担当課と市全体の意向で話し合う協議の場を25年度から設けたい」というふうに担当課は言うておりました。そのときに、これはちょっと先走った議論ですけども、国保会計を誰が支えるのかという基本的な話にまでいくことだと思います。基本的に国民健康保険というのは、加入者による基金で賄うべきものを、今、それが賄いきれないもので、一般財源からお金を入れるということは、国保加入者以外の一般市民からもらっている税金を投入していることになります。

国民健康保険加入者は全体の25%でありまして、その25%の人たちの国保会計の補填のために納税者全員からもらう税金を投じることが、公平性の観点からどうなのかという議論も出てくると思う。そのことについては、市としてどう考えるのかという話し合いを今後していく必要があるのではないかというふうな話をしました。そこについては、もちろん担当部局だけではなくて国保、当委員会でもそうですし、あるいは国保運営協議会のほうでも、そういう市としてどう考えるかという考え方はぜひ協議していただきたいという話をしたところです。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 議案第33号について反対討論をいたします。国保会計が行き詰っている原因は、もう皆さん御承知のように国が本来出すべき負担金を年ごとにずっと削って行って、かつては健康保険医療費給付額の7割を国が負担してたにもかかわらず、現在は24%ということで、してみれば国の責任は重大なんですけども、そのかわりを県がするかといたら、県の負担分はないんです。今、安定化事業とかいうので、幾分やってますけども、その負担分はありますけれどもほとんどがないと、大分県はとりわけ国保に県の予算をつぎ込むのが全国的にもワーストランキングで、やってる岩手県や長野県から比べたらとんでもない姿勢なんです。ほんなら市がいいかっていったら、市は先ほど皆さん紹介したとおり、年追うごとにだんだん悪くなりよる。私は、決算で3億円を保持じゃなくって、当初予算のときに基金を3億円維持した上で、スタートするというのが原則だというように思います。そして何かあるときに、基金を現金勘定移して利用するとか、あるいは基金をどうかするという利用の仕方はいろいろあります。

そういうことも含めて、国保運営委員会等でそのことをもっと議論してほしいというふうに言



われましたんで、それはそれでやりますけれども、基本的にこの大変な状況というのは加入者に負担をできないんです。なぜかといったら、50%以上がゼロ所得の人たちで構成されているんです、国保は。要するに貧困家庭がみなそこに所属しているんで、そういう人たちの本来、救済の義務は国にあるんですけども、生活保護と同じように、国がそこら辺を放棄してますから、やっぱりそれにかかわるところは市がしなきゃならんということで、そういう立場に立ってない保険課長ちゅうのは、財政課の回し者かと言いたいので、この国保会計の予算には反対をいたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第34号平成25年度由布市介護保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第35号平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第36号平成25年度由布市簡易水道事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第37号平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありますか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。農集の特に東長宝の不明水の件なんですけども、市のほうから風呂場の改築を提案されたにもかかわらず、要するに水利権者っていうんですか、用水と合意ができないんでそういうことにならなかったということでもう終わっちゃったんです。不明水に原因についても、肝心な地元の自治員さんは温泉と言えないというふうに長宝の区長さんも言ってるわけですよ。そういうことに対して議会がそのままでいいのか、今度の予算の中で全然そのことについて何ら触れてない点については、委員会の中では多少議論になったんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 東長宝の不明水の件は、いつも委員会では議題になっております。

天気のいいとき雨が降らないときは、規定量以下で流れ込みをしています。6月の集中豪雨時に急激にふえるということで、原因は不明水の原因というのは、私は温泉ではないと思っているし、そのことも行政のほうにも言ってきてます。それで、恐らく不明水というのは、私は雨の時に何らかの人的要因があるのではないかと考えてますし、多分行政のほうもそういう感じであるんじゃないかと考えてます。

温泉が原因であれば、1日の処理量が規定以下になる日が多いということはないと思いま

す。委員会として、もしオーバーするようであったら足すのではなく、合併処理浄化槽にだんだんと切りかえていくべきではないかという意見まで出ております。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） この農集の会計の中で、この東長宝の不明水ちゅんですか、この東長宝の分だけが非常にしっくりいってないんです。これで、組合員の組織をつくって、そして組合員が合意してどういうふうに変更したらいいかというのを対応したいといってたけども、組織間もぜんぜん緒についてないんです。そういう点で言えば、三船の自治区の組合やあるいは来鉢の組合と比べても非常に東長宝の分については、行政が丸抱えの感じなんです。

そして、さらに今の話を聞いてみれば、合併浄化槽云々ちゅうことの話も出ているようです。合併浄化槽については、私も一般質問で言いましたように、合併浄化槽に皆さん申請はするんだけど、その後の点検はほとんどごく何割かしかやられてないんですよ。基本的な合併処理の行政指導というのは、保健所になってますから、保健所はそういう指導体制ないんで、業者に丸投げという状態です。だから、この時期にいたっては公共下水道つくらないなら市で、合併浄化槽に対する指導体制を、この予算をつくらしている農業集落排水事業特別会計でやっぱり組むと、そこが実際の施設も管理もできるわけだから、有効に働くんじゃないかというふうに思ってます。その議論は、運営委員会の中でやりたいと思いますので、そのことに対してあまり乗り気でない当局の予算の提示の仕方については反対いたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第38号平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第39号平成25年度由布市水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 収益的収入が支出に対して不足する3,192万8,000円を利益剰余金で補填するということなのですが、このままでいくと毎年このような状況が続くわけですが、当然その前の簡易水道のところの1番下に、29年度に水道事業1本化を図るとの説明があったということですが、このような毎年赤字を出した中で利益剰余金も枯渇するわけですが、その辺のこれからの運営についてどういう議論がなされたのかと、その下の資本的支出で特に挾間浄水場に今回4億2,000万円投資するわけですが、このことによりこの挾間浄水場が、どの程度、また耐用年数等が延長して市民の水に対する安心を与えることができるのか等の議論が委員会でどういうふうにされたのか。

それと、過年度損益留保資金があとどのぐらい残っているのか、3点です。すみません。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 収入に対して支出のほうが多いということで、もう赤字経営をしてるというわけです。それで、2、3年後ぐらいには、まず値上げをしなければならんんじゃないかなという説明でした。来年からやったかな。29年度には1本化しますが、企業会計である以上その中でプラスマイナスゼロにするのが正しいやり方じゃないかと思ってます。

いずれにしても、今の状態では赤字続きでやっていけないということで、値上げはあると思っております。そういう説明もいただきました。

それから、過年度留保資金の残金は聞いておりませんが、来年度ぐらいで恐らくなくなるんじゃないかということ聞いております。

あと、4億2,000万円の支出があるわけですが、これは制御設備の更新でありますので、水云々という話ではありません。配水に対しての制御盤の工事だと思います。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 当然、委員長から、この先値上げを当然していかないと収支が合わないということなのですが、どの程度値上げ幅をどういう金額でという具体的なことは委員

会の中で議論があったのか、それと当然、損益留保資金が枯渇したときに一般会計からまたそれを繰り入れして、水道会計を運営するのかその辺の議論があったのかどうかお聞きします。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 枯渇したときに、一般会計から入れるという話はしておりません。

それから、どの程度値上げするかという質問にも、そういう話はまだ出てません。値上げをせざるを得ないという話をしました。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 今の委員長報告で、このままいくと値上げをせざるを得ないという状況が説明されて、委員会として、はい、そうですかという話なのか、委員会の中で、意見が全然、この報告に付されてませんが、その会計が非常に厳しくなってきたら値上げをせざるを得ない状況のときに、まだ十分経営改善のためにやるべきことがあるだろうという指摘が前の監査指摘でもありましたし、一般質問でもありました。極端に低い例えば有収率の向上のためにどういふことをしてきているのかとか、老朽化の敷設替についてはどのぐらい計画的に進んでいるのかとか、そういう改善できる部分の改善をどう対応しているのか、そういうことを確認はされたのでしょうか。そういうことの進捗状況見極めた上で、委員会としては値上げをせざるを得ないという状況については、何か御意見は出さなかったのかどうかお伺いしたいです。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 有収率の件につきましては、工事関係いろいろ今年度も予算ついてます。そういう中で説明はありました。

ただその管を、早急に修理することによって有収率が一気に上がるとかいうことではないと思います。長い年月の中で、漏水している箇所が、数多くあると思います。その中で、それを探するのが本当に大変な工事だなと思ってます。夜の夜中、音がしないときに、道路に耳を当てて水を漏水の箇所を探すとか、本当に大変な仕事をやってる中で、有収率が上がらないというような状況です。

それから、料金の話は私たち委員会も、まず真剣になって考えなきゃいけないんじゃないかと思うし、また水道の運営委員会もあることですので、まずそっちからの話も、一般市民も入ることだし、そっちからの話もあって二つ一緒になって頑張ってやらなきゃいけないことじゃないかなと思っています。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 私は少々赤字になっても、減価償却費が1億4,857万円な

んですよね。これはもう別に金を払うわけじゃない、内部留保資金で貯まるだけのことでですから、そんなに心配していないんですよ。

それが、即値上げに結びつくみたいな話をしてもらっても困るんですけども、肝心なのは私例に出しましたけれど、挟間のときは大きな公共投資をするときは、その分を一般会計から補填してたんですよ。私が記憶している中でも医大の500ミリの管を通すとき、口原に排水塔つくったとき、あるいはその後活性炭の工事をしたときも、これは何億円やったかな、4億円か7億円か忘れたんですけど、そのときも一般会計から補填したし、消防学校つくるときも上ノ原の上に柏野配水池っていうのをつくった。そのときも出したし、直近の例では二ノ宮議員が住んでいる谷の簡易水道、これの工事をやるときもやりました。それが、いまだに残っているにもかかわらず、一般会計からの繰り入れが悪い悪いちゅうのが、自分もろうたところの人が言いよる。そういうのはやっぱけしからんと思いますよ。そういう点で言えば、委員会の中で、そういう話が議論されたのかどうかちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） これ議員から御指摘ありましたので、水道課のほうに聞きました。挟間町時代に一般会計を入れたのかという、その議員さんがいなくて、今度ちゃんと聞きますと議員にお約束したんですけど、なかなか会いこなさなくて、まず確認がちゃんと取れてないということで返事ができません。それで、6月議会にはきちっと返事をします。

一般会計を入れるか入れないかという話ですが、今さっきも話したように独自の企業会計ですので、本来であれば一般会計は入れるべきじゃないと思ってます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 一般会計入れるべきか、べきでないかじゃなくて、設備投資をするときに限定するわけですよ、なんでも、かんでも一般会計入れるというんじゃない。温泉館をつくるときでも何でも一緒なんですけども、そういう設備投資をするときには一定の、やっぱり一般会計が政策的に行うわけですから、それは負担すべきじゃない。国保のときと同じです、考え方は。それを何もかんも自分とこでやれ、来年には値上げするんやけんいいんじゃない、みたいなそういう市長の姿勢はきっぱりとやかましい言うように委員会で言ってください。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立17名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩します。

午後6時47分休憩

午後6時47分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

追加日程第1. 閉会中の継続審査・調査申出書

追加日程第2. 議員派遣の件について

○議長（生野 征平君） お諮りします。ただいま各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この提出案件1件及び会議規則第166条の規定による議員派遣の件についての計2点を日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査・調査申出書及び議員派遣の件についての2件は追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配布しておりますように閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

次に、追加日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。会議規則第166条の規定により、お手元に配布しました内容で議員を派遣することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配布しました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今期定例会の議事日程は全て終了いたしました。

---

○議長（生野 征平君） 市長、閉会挨拶。

○市長（首藤 奉文君） 平成25年第1回定例会の閉会にあたりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、2月27日より本日まで大変長期間にわたり、議案等を精力的に御審議をいただきましてまことにありがとうございました。

今議会において、提案申し上げました全ての諮問、議案につきまして、熱心な討論のもと御承認、御可決をいただきましたことに対して、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、先の東日本大震災から2年が経過いたしました。避難者はいまだに30万人を超えている状況でございまして、生活再建はまだ途上にあると言えます。

また、景気回復の期待感はあるものの依然先行きは不透明であります。それでも季節は変わりなくめぐり、本格的な春が近づいております。先週の14日には、大分県でも桜の開花宣言がなされ、もうやがて満開になろうとしております。

さて、市におきましては来る3月31日をもって、ことしも多くの部課長が退職をいたしますとともに、4月1日付で希望に満ちた新職員を採用しているところでございます。平成25年度に向けて、私ども確実なスタートを切ってまいりたいと考えております。施政方針で申し上げましたように、「地域自治を大切にしたい住みよき日本一のまち由布市」をさらに進展させるため全職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

新年度におきましても、議員皆様方の御支援と御協力を切にお願い申し上げますとともに、皆様におかれましては健康に十分御留意をいただき、市民の幸せと由布市発展のため、さらなる御尽力をいただきますようお願い申し上げます。閉会にあたりましてのお礼の御挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（生野 征平君） それでは、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

2月27日に開会されました、平成25年第1回定例会も本日をもって閉会の運びとなりました。議員各位には、21日間の長きにわたり平成25年度一般会計予算を初め、多数の重要案件について終始極めて慎重なる審議をいただいた次第であります。連日にわたる各位の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに心より厚くお礼を申し上げます。

今議会では、庁舎関連予算が説明不足等の理由で予算の組み替え動議が提出され、かつてない熱い議論が交わされました。それぞれの立場はありますが、ここに議会として意志が決定したわ



けであります。この上は、平成25年度予算が適正に執行され市民の安全・安心、暮らしの向上に結びつくことを心から願い、議会としてもその執行を見守ってまいりたいと思います。この間、議員各位の熱心なる審査、討議に改めて感謝申し上げ、各位には健康に十分留意され、市政のより発展のためなお一層の御活躍を願うところであります。

終わりに、本年3月をもって退職されます職員の皆様方には長年の御苦勞に感謝申し上げるとともに、今後の御活躍と御健勝を御祈念いたしまして定例会終了の御挨拶いたします。大変御苦勞さまでございました。

午後6時54分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員